

## 特別養護老人ホーム翁寿園 指定介護老人福祉施設 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(兵庫県指定第 2871700148 号)

当施設はご契約者に対し介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 1. 施設経営法人

(1) 法人名	社会福祉法人 淡路島福祉会
(2) 法人所在地	兵庫県南あわじ市八木寺内 3 7 3 - 1
(3) 電話番号及び F A X 番号	TEL 0799-42-6006 FAX 0799-42-5275
(4) 代表者氏名	理事長 八木 英臣
(5) 設立年月日	昭和 6 1 年 3 月 3 1 日
(6) インターネットアドレス	<a href="https://awajishima-fukushikai.or.jp/">https://awajishima-fukushikai.or.jp/</a>

### 2. ご利用施設の概要

(1) 建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階 (一部 3 階)
(2) 敷地面積	3 1 9 8 . 9 1 m <sup>2</sup>
(3) 建築面積	3 9 9 6 . 3 4 m <sup>2</sup>
(4) 併設事業	

事業の種類	兵庫県知事の事業者指定	利用定員
・ 介護老人福祉施設	兵庫県指定 第 2871700148 号	( 5 0 )
・ 地域密着型介護老人福祉施設		
入所者生活介護	兵庫県指定 第 2891700086 号	( 1 8 )
・ 短期入所生活介護	兵庫県指定 第 2871700148 号	( 1 0 )
・ 短期入所生活介護		
(ユニット空床型)	兵庫県指定 第 2871701203 号	( 1 8 )
・ 障がい福祉サービス短期入所	兵庫県指定 第 2811700042 号	( 1 0 )
・ 通所介護	兵庫県指定 第 2871700239 号	( 2 5 )

#### (5) 施設の周辺環境

南あわじ市の中央に位置する、ゆずるは山系と三原平野の間に位置し、南に上田八幡神社と覚住寺があり、また春には上田ダムの放流が見える景観すばらしい場所であります。

### 3. ご利用施設

(1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成 12 年 4 月 1 日 指定 2871700148 号

(2) 施設の目的

介護保険法令に従いご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難な方がご利用頂けます。

(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 翁寿園

(4) 施設の所在地 兵庫県南あわじ市八木寺内 3 7 3 - 1

(5) 電話番号及び F A X 番号 TEL 0799-42-6006 FAX 0799-42-5275

(6) 施設長（管理者）氏名 垣 い く み

(7) 当施設の運営方針

私たちは、介護を必要とするお年寄りたちのために、少しでもお役に立てるように入居者処遇に万全を期し、さらに、地域福祉や、在宅福祉にも最大限貢献すべく職員一同取り組んで居ります。「地域に親しまれ 信頼される 福祉事業所に」を基本理念に、各種サービス事業にボランティアや福祉関係者の方々のご協力を頂きながら老人福祉の充実を図っていきけるよう取り組んでまいります。

(8) 開設年月 昭和 6 2 年 4 月 1 8 日

(9) 入居定員 5 0 人

### 4. 施設利用対象者

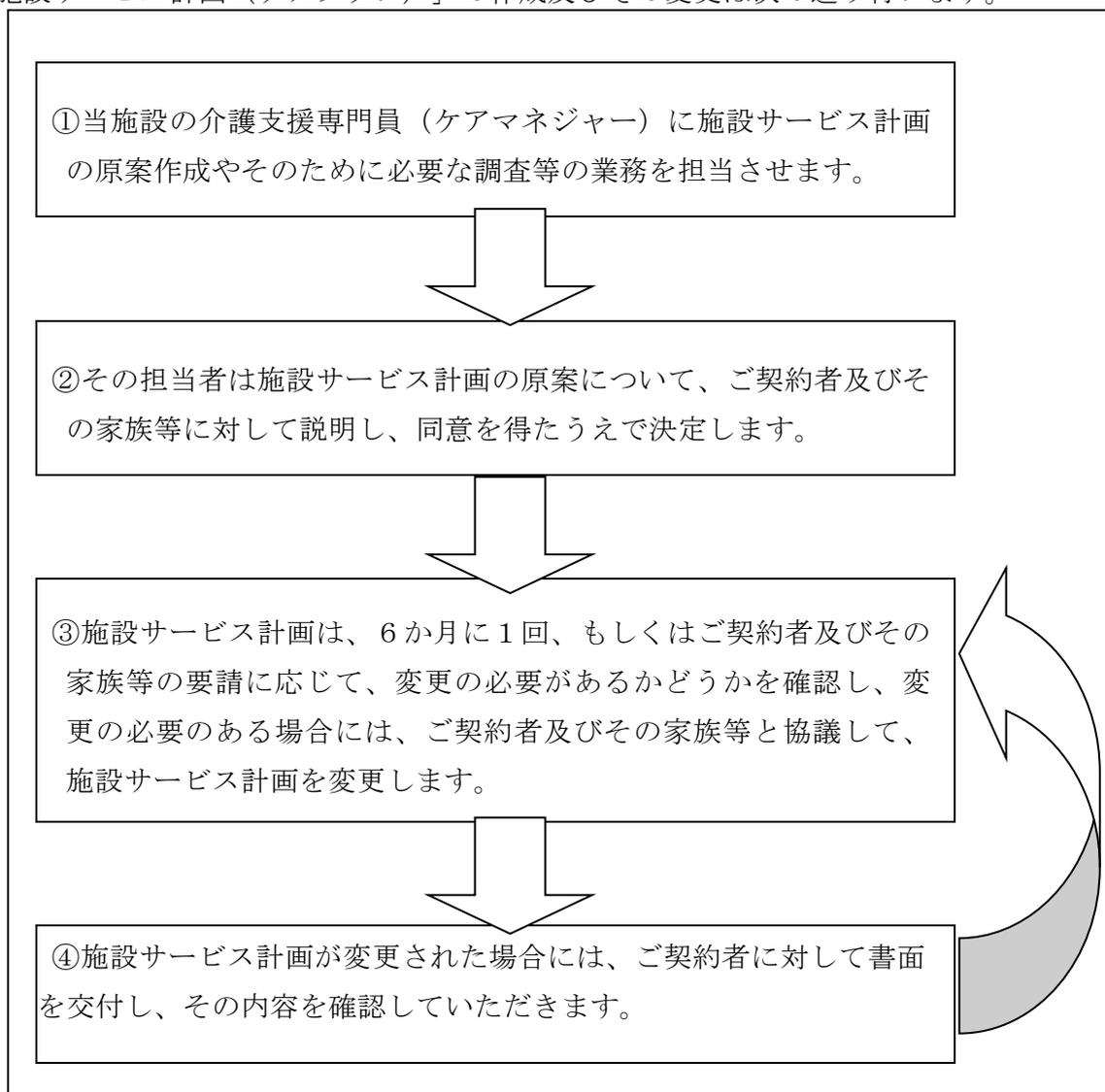
(1) 当施設に入居できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。また、入居時において「要介護」の認定を受けておられる入居者であっても、将来「要介護」認定者でなくなった場合には、退居していただくことになります。

(2) 入居契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。このような場合には、ご契約者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

### 5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



## 6. 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考（居室の床面積）
2人部屋	1室	72.72㎡ 洗面台有り
4人部屋	12室	410.64㎡ 洗面台有り
食堂	2室	従来型（73.44㎡）ダイルーム（50㎡）
機能訓練室	1室	歩行器平行棒 輪転機 マッサージ台等
浴室	1室	一般浴槽・リフト浴（62.05㎡）
医務室	1室	17.11㎡

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際は、ご契約者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項（トイレにつきましては、居室外にございます。）

☆居室に係る利用料金は以下の通りとします。

居室料金表（1日あたり） 多床室（2人部屋・4人部屋）915円

## 7. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	19.2名	17名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	3.6名	3名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1.4名	1名
7. 管理栄養士	1.7名	1名
8. 厨房職員	5.3名	

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では1名  
 $(8時間 \times 5名 \div 40時間 = 1名)$  となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務体制
1. 施 設 長	日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
2. 生活相談員 介護支援専門員 管理栄養士 事 務 員	日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 遅 出 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0
3. 介護職員	早 出 6 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0 早 出 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 日 勤 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 日 勤 8 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0 日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 日 勤 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 日 勤 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 日 勤 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0 遅 出 1 1 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0 遅 出 1 3 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0 深 夜 2 0 : 0 0 ~ 6 : 3 0 深 夜 2 2 : 0 0 ~ 8 : 0 0 上記時間帯にて交代勤務
4. 看護職員 機能訓練指導員 (看護職員または あん摩マッサージ指圧師)	早 出 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 遅 出 9 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0 上記時間帯にて交代勤務
5. 厨房職員	早 出 5 : 3 0 ~ 1 4 : 3 0 日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 遅 出 1 0 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0 上記時間帯にて交代勤務
6. 医師 (3 名) ※非常勤、嘱託医	毎週金曜日 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 3 0

☆土日は上記と異なります。

〈配置職員の職種〉

生活相談員	…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護支援専門員	…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
介護職員	…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
看護職員	…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	…ご契約者の機能訓練を担当します。（看護職員が兼務、またはあん摩マッサージ指圧師が対応しています）
医師	…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。 医師の常勤配置はしておりません。ただし、週に1度、医師の回診があります。
管理栄養士	…主にご契約者の栄養並びに身体状況及び嗜好を考慮し、安全に楽しめる食事の提供をします。
厨房職員	…管理栄養士と協力し、ご契約者が安全に楽しめる食事の提供をします。

## 8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- 1 利用料金が介護保険から給付される場合
- 2 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・一般浴槽の他、寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護師が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・定例行事及びレクリエーションを随時開催します。

〈サービス利用料金（一日あたり）〉（契約書第6条参照）

下記のサービス料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 5,890 円	要介護度 2 6,590 円	要介護度 3 7,320 円	要介護度 4 8,020 円	要介護度 5 8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 居住費	915 円				
5. 食費	1,600 円				
6. 自己負担額合計（3+4+5）	3,104 円	3,174 円	3,247 円	3,317 円	3,386 円

保険者（市区町村）への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担額の軽減措置がありますので、実際負担していただく額は、以下の通りとなります。

### 介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金

<多床室の場合>

利用者負担第1段階

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 5,890 円	要介護度 2 6,590 円	要介護度 3 7,320 円	要介護度 4 8,020 円	要介護度 5 8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 居住費	0 円				
5. 食費	300 円				
6. 自己負担額合計（3+4+5）	889 円	959 円	1,032 円	1,102 円	1,171 円

利用者負担第2段階

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 5,890 円	要介護度 2 6,590 円	要介護度 3 7,320 円	要介護度 4 8,020 円	要介護度 5 8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 居住費	430 円				
5. 食費	390 円				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	1,409 円	1,479 円	1,552 円	1,622 円	1,691 円

利用者負担第3段階 ①

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 5,890 円	要介護度 2 6,590 円	要介護度 3 7,320 円	要介護度 4 8,020 円	要介護度 5 8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 居住費	430 円				
5. 食費	650 円				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	1,669 円	1,739 円	1,812 円	1,882 円	1,951 円

利用者負担第3段階 ②

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 5,890 円	要介護度 2 6,590 円	要介護度 3 7,320 円	要介護度 4 8,020 円	要介護度 5 8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 居住費	430 円				
5. 食費	1360 円				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	2,379 円	2,449 円	2,522 円	2,592 円	2,661 円

※ 上記表の要介護度別サービス料金には各種加算が含まれておりません。

※ サービス提供に応じて、上記以外に厚生労働省が定める基準に従い負担をいただくことになります。(12～15頁、各種サービス提供体制加算の概要を参照)

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

※ サービス利用にかかる自己負担額について、介護保険負担割合証で1割と認定された場合を例として挙げております。2割以上の方については自己負担額を置き換えてご確認下さい。

介護職員処遇改善について

介護職員等の確保を更に推し進める為、令和6年6月より「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」の3加算が「介護職員等処

遇改善加算」に一本化されることとなりました。

これにより介護職員を主とする施設職員の給与改善を実施し、離職の予防等、人材の確保を行います。

新加算の算定については

- ① キャリアパス要件（所属職員の資格取得や研修の実施に関する要件）
- ② 月額賃金改善要件（加算分の増収を賃金改善に充てる要件）
- ③ 職場環境等要件（入職の促進や健康管理、生産性向上に関する要件）

の3つが必要となります。

要件を満たした事業所においては、厚生労働省が定める基準に従い加算分に応じた負担をいただくこととなります。

#### 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

●所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定します。

●サービス加算率 14.0%

●所定単位数

基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外。

#### 〈各種サービス提供体制加算の概要〉

科学的介護推進体制加算 ⇒ 40円/月

全ての利用者の基本的な情報を厚生労働省と共有。そのフィードバックによりケアのあり方を検証し、ケアプランやサービス計画を見直します。

個別機能訓練加算（Ⅰ） ⇒ 12円/日

ご契約者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行います。1日あたり12円をご負担いただきます。

個別機能訓練加算（Ⅱ） ⇒ 20円/月

上記、個別機能訓練加算（Ⅰ）の内容を厚生労働省と共有し、情報のフィードバックを受け見直しに活用します。

栄養マネジメント強化加算 ⇒ 11円/日

管理栄養士を規定数以上配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を実施。入所者ごとの栄養状態や嗜好を踏まえた食事の調整を行います。

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） ⇒ 3円/月 （Ⅱ） ⇒ 13円/月

入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて定期的な評価を行い、その評

評価結果等を厚生労働省に提出し、情報等を活用します。

また、上記評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同し、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成。定期的に記録を行い、見直しを行います。

(※褥瘡の発生があった場合はⅠ、無かった場合はⅡを算定)

療養食加算 ⇒ 6円/回

医師の指示に基づく療養食(糖尿・腎臓・貧血などの特別食)を提供した場合、1食あたり6円ご負担いただきます。

経口維持加算(Ⅰ) ⇒ 400円/月

医師又は歯科医師の指示で経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合  
摂食機能障害者が対象: 1月あたり400円をご負担いただきます。

看護体制加算(Ⅰ) ⇒ 6円/日

常勤の看護師を1名以上配置した場合1日あたり6円をご負担いただきます。

看護体制加算(Ⅱ) ⇒ 13円/日

看護職員を基準の1名以上上回り配置しており、協力病院や当該施設の看護職員により、24時間の連絡体制を確保した場合1日あたり13円をご負担いただきます。

看取り介護加算 ⇒ 72円/日 (死亡日以前31~45日)

144円/日 (死亡日以前4~30日)

780円/日 (死亡日の前日・前々日)

1,580円/日 (死亡日)

ご契約者の重度化等に伴う看護師の配置と夜間における24時間連絡体制の確保、看取りに関する指針に基づく介護体制の対象となった場合は厚生労働省が定める基準に従い負担をいただくことになります。

日常生活継続支援加算 ⇒ 36円/日

※算定要件(①~③のいずれかの要件を満たすこと)

①新規入居者のうち、要介護4・5の者の占める割合が70%以上であること

②認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の占める割合が入居者の65%以上であること

③たんの吸引等(※)が必要な利用者の占める割合が入居者の15%以上であること  
(※) たんの吸引等 口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養

①~③のいずれかの要件を満たした場合、1日あたり36円ご負担いただきます。

サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ⇒ 22円/日

介護福祉士が全体の80%以上配置、または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置された場合1日あたり22円をご負担いただきます。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ⇒ 18 円／日

介護福祉士が全体の 60%以上配置された場合、1 日あたり 18 円をご負担いただきます。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ⇒ 6 円／日

以下のいずれかに該当した場合、1 日あたり 6 円をご負担いただきます。

（Ⅰ）介護福祉士が全体の 50%以上配置された場合。

（Ⅱ）常勤職員が 75%以上配置された場合。

（Ⅲ）7 年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置された場合。

夜勤職員配置加算（Ⅰ） ⇒ 22 円／日

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を 1 人以上、上回った場合に 1 日あたり 22 円ご負担いただきます。

外泊時費用 ⇒ 246 円／（1 月に 6 日以内に限り）

入院、外泊時は外泊時費用として 1 月に 6 日以内に限り、1 日あたり 246 円をご負担頂きます。また、外泊について（契約書第 23 条参照）は、外泊期間中に全食とらない日数分の食費に係る負担額は利用料金から差引きます。

但し、その間の居住費につきましては、負担額はお支払いいただきます。

協力医療機関連携加算 ⇒ 100 円／月

協力医療機関と入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的で開催し、実効性のある連携体制を構築します。1 月あたり 100 円をご負担いただきます。

退所時情報提供加算 ⇒ 250 円／回

医療機関へ退所（入院）される場合、医療機関に対して入居者を紹介する際に当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供いたします。

退所時栄養情報連携加算 ⇒ 70 円／回

当施設から居宅、他の介護保険施設、医療機関等に退所される場合、入居者の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるよう、当該入居者の栄養管理に関する情報を提供いたします。

初期加算 ⇒ 30 円／（30 日以内）

新規入居された場合もしくは 30 日を超えて入院した後に施設へ戻られた場合には最初の 30 日間分については、初期加算分として 1 日あたり 30 円をご負担いただきます。

安全対策体制加算 ⇒ 20 円／（入所時に 1 回限り）

外部の研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置。

組織的に安全対策を実施する体制を整備します。

※サービス利用にかかる自己負担額について、2 割と認定された場合はこちらの加算の自己負担額も 2 倍に 3 割と認定された方は 3 倍に置き換えてご確認下さい。

☆ 常勤医の配置、精神科医の療養の指導、障害者生活支援員の常勤配置等を充実させた場合には、上記の表以外に厚生労働省の定める基準に従いご負担をいただくこととなります。また、このような場合には事前に通知いたします。

○ 各種加算説明担当者

〔氏名〕 江本 洋平 〔職名〕 生活相談員

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

## (2)介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

### ①契約者が使用する居室料

ご契約者が利用する多床室を提供します。

利用料金：居室に係る料金は、1日あたり915円（居住費が全て同じ場合。居室により違う居住費を設定している場合は、「利用料金：居室に係る料金は、居室の概要での居室別途料金表による。

### ②契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金：1日あたり 1,600円

### ③特別な食事の提供（酒類を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：特別な食事のために要した追加の費用

### ④理髪・美容〔理髪サービス〕

毎月1回、業者による出張理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

料金については、業者が設定した料金をご負担いただいております。

利用料金：カット（2,000円）・顔そり（600円）・パーマ（3,800円）

毛染め（3,800円）・マニキュア（3,800円）・シャンプー（600円）

### ⑤貴重品の管理

お預かりするもの：健康保険証、老人医療受給者証、介護保険者証、身体障害者手帳、印鑑等

それ以外の、預金通帳、年金証書等については基本的に管理いたしません。

ただし、身元引受人がいない場合及び、本人又は家族様からのご依頼がある場合はこの限りではありません。その場合、事務手数料をいただきます。

☆ 事務手数料：1ヶ月あたり 1,000円

### ⑥レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくこと

ができます。

施設サービスとして一般に行われているクラブ活動や定例行事、例えば機能訓練の一環として行われているクラブ活動、あるいは入居者全員の参加が予定されている定例行事は介護保険給付の対象となるので利用料金はかかりません。

i) 主なレクリエーション行事予定

	年間行事予定	備考
1月	新年会、初詣	
2月	節分、連合老人会訪問（うた、おどり等）	
3月	ひなまつり、家族会 八木小学校訪問（うた、おどり等） 八木保育所訪問	彼岸供養
4月	花見	
5月	端午の節句	
6月	運動会	避難訓練
7月	七夕祭り	
8月	夏祭り	お盆供養
9月	敬老会、家族会	彼岸供養
10月	日帰り旅行、榎列・倭文地区老人会訪問	避難訓練
11月	文化展見学	
12月	クリスマス会、神代保育所訪問	
	*上記の行事以外にも、各学校の訪問・婦人会の訪問・老人会の訪問等あります。ただし日時については未定ですので記載していません。 *各行事を行うにあたっては、必ず利用者の希望を聞いて参加をしていただいています。	毎月、誕生会を行います。

ii) クラブ活動

書道クラブ、手芸クラブ（材料代等の実費をいただきます。）、音楽療法、アニマルセラピー

⑦複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には

実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。

1枚につき 10円

#### ⑧日常生活

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

衣服、スリッパ、歯ブラシ等、日常生活用品の購入を代行いたします。費用としては、代金の実費をいただきます。

※当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用（日常生活費）の額及びその算定方法

○美理容代、喫茶代、出張販売（買い物）の利用及び、日用品（箱ティッシュ 70円 歯磨き粉 234円 歯ブラシ 275円 ポリデント 1箱（72個入）1,390円 アルカリ電池 切手等）購入した額を請求します。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

#### ⑨ご契約者の移送に係る費用

ご契約者の遠方病院通院や入院及び外泊時の移送サービスを行います。

ただし、協力医療機関については以下の料金はいただきません。

※送迎利用料（片道料金）

南あわじ市内 500円

南あわじ市以外の島内 1000円

（遠方については、実費相当をご負担いただきます。）

#### ⑩契約書第21条に定める所定の料金

ご契約者が、本来の契約終了後も居室を明け渡さない場合等に本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり居住費・食費も含む）

ご契約者の 要介護度料金 (1日あたり)	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	3,104円	3,174円	3,247円	3,317円	3,386円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合

3,104円（1日あたり居住費・食費も含む）

なお、この期間中においては介護保険による給付があった場合には上記の表により計算した金額からこの介護保険給付額を控除することとします。

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

#### ⑪ショッピング

利用者に買物・外食等を楽しんでもらい、地域へ出る事で気分転換を図ってい

ただく為にショッピングに出かけます。各ユニットで随時計画します。

- (買物について) ・本人が必要なもので、施設に持ち込みが可能なもの。  
・数については、本人が管理可能なもの。  
・食べ物で日持ちのしないものは、衛生面で問題がある為出来る限り持ち帰らないようにしてもらおう。

⑫買物・喫茶

買物(出張販売)・喫茶店(自家製パンの販売)を毎月1回、催しております。利用者の希望に基づいて、お菓子の購入と喫茶を楽しんでいただきます。買物・喫茶については、利用料として実費を請求させていただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記1、2の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月26日までにご指定の口座に必要額をご準備ください。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

・口座からの自動振替 (毎月27日 金融機関休業日の場合は翌営業日)  
※原則として、指定口座からの振替ですが、残高不足や口座の凍結があった場合は窓口での現金支払い、下記指定口座への振り込みをお願いします。振り込みの場合、手数料はご負担いただきます。

口座 淡路信用金庫 市支店 普通 0452076  
名義 (福)淡路島福社会 (特養)翁寿園 施設長 垣いくみ

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	八木病院
所在地	兵庫県南あわじ市八木寺内1147
診療科	外科 整形外科 内科 泌尿器科リハビリテーション科

②協力医療機関

医療機関の名称	新淡路病院
所在地	兵庫県洲本市上加茂43

診療科	内科 神経科 神経内科 精神科
-----	-----------------

③協力歯科医療機関

医療機関の名称	正木歯科クリニック
所在地	兵庫県南あわじ市八木寺内1311-2

9. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居して頂くこととなります。（契約書第15条参照）

<p>①要介護認定により自立又は要支援と判定された場合</p> <p>②要介護認定により契約者の心身の状況が要介護1又は2と認定され、当施設が運営する入所検討委員会において特列入所に該当しないと判断した場合</p> <p>③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合</p> <p>④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</p> <p>⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</p> <p>⑥ご契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</p> <p>⑦事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）</p>
--

- (1) ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第16条、第17条参照）契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第 18 条参照）以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時に際して、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが1ヶ月以上（最低で3ヶ月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続し難い重大な事情が生じた場合。
- ⑤ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合、又は3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。
- ⑥ご契約者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 20 条参照）

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①3 ヶ月以内の入院の場合

当初から 3 ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に 3 ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居する事ができます。

入院に翌日から当該月 6 日間（当該入院が月をまたがる場合は最大 1 2 日間）の範囲内で、実際に入院した日数分で利用料金をご負担いただきます。

（1 日あたり 2 4 6 円）

上記料金は、入院日及び退院日当日の料金の負担はありません。

また、入院時に居室を確保しておいた料金につきましては、入院に翌日から当該月 6 日間（当該入院が月をまたがる場合は最大 1 2 日間）の範囲外で、実際に入院した日数分で居室利用料金をご負担いただきます。

（範囲外での 1 日あたりの居室料金 8 5 5 円）

\* 範囲内の居室料金については、負担限度額により異なります。

\* ご契約者の同意を得て、居室をショートステイ等に利用した場合にはこの料金は不要です。

②3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

医師の判断により、3 ヶ月を超えて入院が見込まれると診断された場合、契約を解除する場合があります。

但し、契約を解除した場合であっても 3 ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に入居できるよう努めます。しかし、当施設が満室の場合には、短期入居生活介護（ショートステイ）を利用できるように努めます。

③3 ヶ月を超えて入院した場合

3 ヶ月を超えて入院して場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当施設に優先的に入居することはできません。

(3) 円滑な退居のための援助（契約書第 19 条参照）

ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以

下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

また、契約書第18条の事業者からの解除による退居の場合にも、相応の努力をいたします。

- 病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 10. 身元引受人（契約書第22条参照）

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。

しかしながら、入居者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入居契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。

- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

- (3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、極度額30万円の範囲でその債務の履行義務を負うことになります。

また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退居する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退居後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。

- (4) ご契約者が入居中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（居室内に残置する日常生活品や身の回り品等であり、又高価品は除外します）の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。

貴重品として、施設が預かっているもの、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品などは残置品には含まれず、相続手続に従ってその処理を行う事になります。

また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入居契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置品をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。

これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担いただくことになります。

- (5) 身元引受人が死亡・破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。
- (6) 身元引受人には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等についてご通知させていただきます。
- (7) 利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等について、身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、遅滞なく、契約者全ての債務の額等に関する情報を提供します。

### 1 1. 苦情の受付について（契約書第 25 条参照）

#### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 [氏名] 江本洋平 [職名] 生活相談員  
 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

○第三者委員 [氏名] 平岡督朗  
 連絡先 (TEL) 0799-52-3012  
 [氏名] 三好雅大  
 連絡先 (TEL) 0799-42-2352

○苦情解決責任者 [氏名] 垣いくみ  
 [職名] 施設長

なお、苦情の受付窓口は受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。さらに、第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番 1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9：00～17：15 (月～金)
○南あわじ市役所 市民福祉部長寿・保険課	所在地 南あわじ市市善光寺22番地1 電話番号 (0799) 43-5217 受付時間 8：30～17：15 (月～金)

## 1 2. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規程に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載する等し、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ご契約者に対し虐待となるような行為を行いません。
- ⑧感染症及び食中毒の発生やまん延を防ぐ為に委員会を設置し、感染予防に関する指針の作成や職員研修を行うと共に、感染症の発生が疑われる際は対応の手順に従います。
- ⑨介護上の事故等の発生及び再発防止の為に、事故発生時の対応に関する指針を整備すると共に、事故報告を分析し、事故防止対策委員会を設置し、職員への周知や研修会を開催して再発防止に努めます。
- ⑩事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者の円滑な退居のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合にはご契約者の同意を得ておこないます。

## 1 3. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

入居にあたり、安全上、又は円滑な介護等を行なうために支障のあるものはお断りする場合があります。

- ☆ 持ち物にはすべて名前を記入して下さい。  
なお、所持品はすべてこちらで確認を取らせていただきます。
- ☆ 何か持ち込む際は、必ず職員に連絡して下さい。  
(無断で持ち込まれた場合、紛失などがあっても責任は持ちません。  
品物によっては持ち帰っていただく場合もあります。)

(2) 面会

面会時間 8:30 ~ 17:30

来訪者は、必ずその都度職員に届け出て訪問簿に記入して下さい。

(感染症の流行時、面会の中止や予約制の対応をとっている場合があります。)

(3) 外出・外泊 (契約書第 23 条参照)

外出、外泊をされる場合は、2 日前にお申し出下さい。但し、葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。

前日までに申し出があった場合には、前記 8 (サービス利用料金表記載参照) に定める「食事に係る自己負担額」は徴収いたしません。

(5) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第 10 条・第 11 条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(6) 喫煙

保育所を併設していることから、敷地内全面禁煙となっています。

#### 1 4. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかにその状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

#### 1 5. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

(1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、事故の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

①契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもつぱら起因して損害が発生した場合。

②契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもつぱら起因して損害が発生した場合。

③契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に、もつぱら起因して損害が発生した場合。

④契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

# 特別養護老人ホーム翁寿園 指定介護老人福祉施設 重要事項説明書

～ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護～

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(兵庫県指定第 2891700086 号)

当施設はご契約者に対し地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 施設経営法人

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 法人名         | 社会福祉法人 淡路島福祉会   |
| (2) 法人所在地       | 兵庫県南あわじ市八木寺内 3 7 3 - 1  |
| (3) 電話番号及びFAX番号 | TEL 0799-42-6006 FAX 0799-42-5275   |
| (4) 代表者氏名       | 八木 英臣   |
| (5) 設立年月日       | 昭和 6 1 年 3 月 3 1 日  |
| (6) インターネットアドレス | <a href="https://awajishima-fukushikai.or.jp/">https://awajishima-fukushikai.or.jp/</a> |

## 2. ご利用施設の概要

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 地上 2 階 (一部 3 階)    |
| (2) 敷地面積  | 3 1 9 8 . 9 1 m <sup>2</sup> |
| (3) 建築面積  | 3 9 9 6 . 3 4 m <sup>2</sup> |
| (4) 併設事業  |                              |

事業の種類	兵庫県知事の事業者指定	利用定員
介護老人福祉施設	兵庫県指定 第 2871700148 号	( 5 0 )
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	兵庫県指定 第 2891700086 号	( 1 8 )
短期入所生活介護	兵庫県指定 第 2871700148 号	( 1 0 )
短期入所生活介護 (ユニット空床型)	兵庫県指定 第 2871701203 号	( 1 8 )
障がい福祉サービス短期入所	兵庫県指定 第 2811700042 号	( 1 0 )
通所介護	兵庫県指定 第 2871700239 号	( 2 5 )

### (5) 施設の周辺環境

南あわじ市の中央に位置する、ゆずるは山系と三原平野の間に位置し、南に上田八幡と覚住寺があり、また春には上田ダムの放流が見える景観すばらしい場所です。

## 3. ご利用施設

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 施設の種類の種類 | 指定地域密着型介護老人福祉施設 (ユニット型特養)       |
|              | 平成 26 年 4 月 1 日 指定 2891700086 号 |

(2) 施設の目的

介護保険法令に従いご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むため必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、地域密着型介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用頂けます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 翁寿園  
(4) 施設の所在地 兵庫県南あわじ市八木寺内373-1  
(5) 電話番号及びFAX番号 TEL 0799-42-6006 FAX 0799-42-5275  
(6) 施設長（管理者）氏名 垣 いくみ  
(7) 当施設の運営方針

私たちは、介護を必要とするお年寄りたちのために、少しでもお役に立てるように入居者処遇に万全を期し、さらに、地域福祉や、在宅福祉にも最大限貢献すべく職員一同取り組んで居ります。「地域に親しまれ 信頼される 福祉事業所に」を基本理念に、各種サービス事業にボランティアや福祉関係者の方々のご協力を頂きながら老人福祉の充実を図っていきけるよう取り組んでまいります。

- (8) 開設年月 平成26年4月1日  
(9) 入居定員 18人

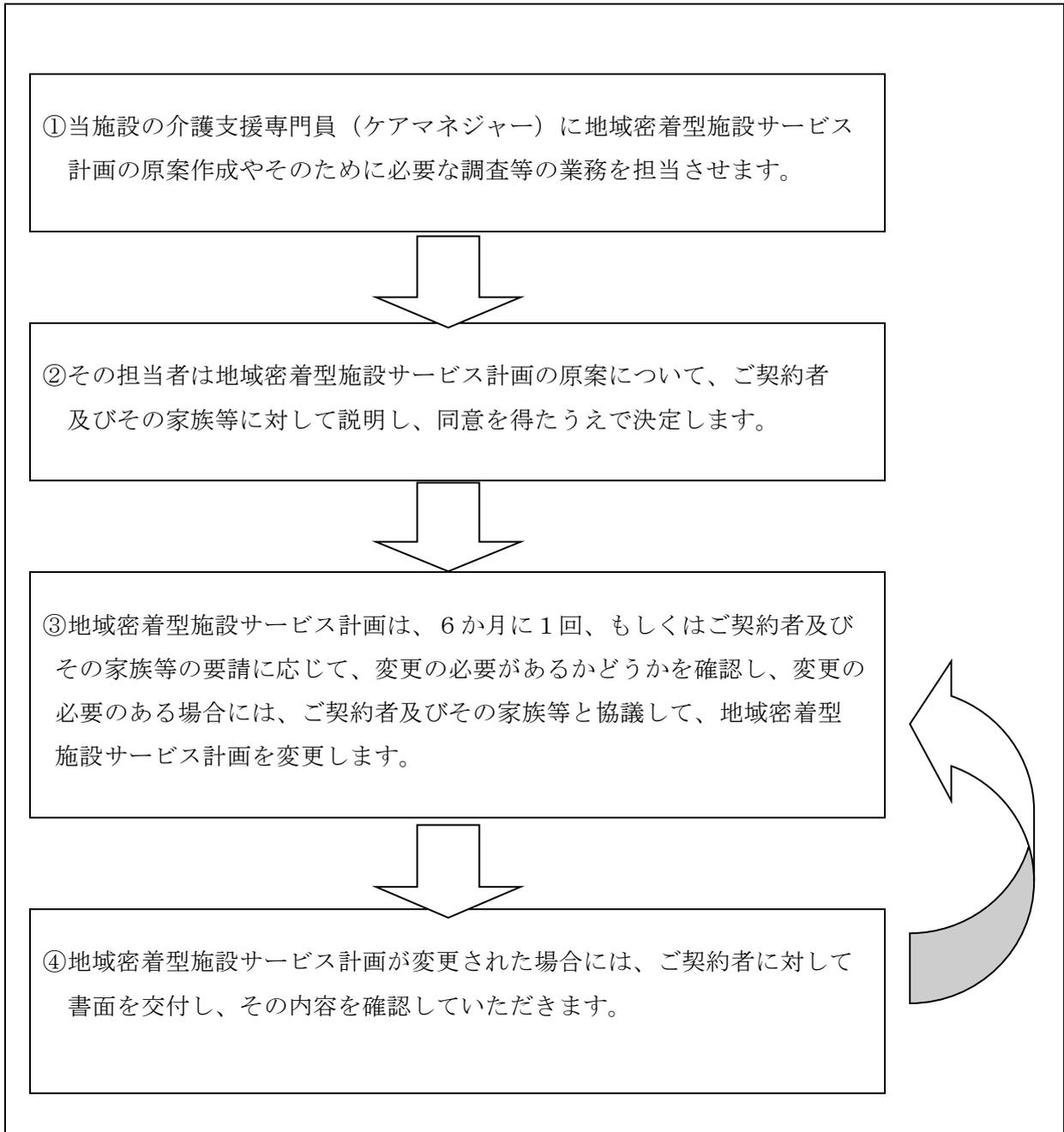
#### 4. 施設利用対象者

- (1) 当施設に入居できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。また、入居時において「要介護」の認定を受けておられる入居者であっても、将来「要介護」認定者でなくなった場合には、退居していただくことになります。
- (2) 入居契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。このような場合には、ご契約者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

#### 5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「地域密着型施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。

「地域密着型施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



## 6. 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考（居室の床面積）
居室（全室個室）	18室	13.97～14.53㎡ 洗面台有り 収納付机・椅子有り ※（内8室のみ物入れ付）
共同生活室	2室	食堂・リビング・キッチン（210.3㎡）
浴室	1室	一般浴・リフト浴・個浴（29.68㎡）

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際は、ご契約者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項（トイレにつきましては、居室外にございます。）

☆居室に係る利用料金は以下の通りとします。

居室料金表（1日あたり） ユニット型個室 2066円

## 7. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職員の配置については、指定基準を遵守しています。（ ）は兼務

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	11名	6名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	1名	1名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1.4名	1名
7. 管理栄養士	1.7名	1名
8. 厨房職員	5.3名	

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務体制
1. 施 設 長	日 勤 8：30～17：30

2.生活相談員 介護支援専門員 管理栄養士 事務員	日勤 8:30～17:30 遅出 10:00～19:00
3.介護職員	早出 6:30～15:30 早出 7:00～16:00 日勤 8:00～17:00 日勤 8:00～17:30 日勤 8:30～17:30 日勤 9:00～18:00 日勤 10:00～19:00 日勤 10:00～19:30 遅出 11:00～20:00 遅出 13:00～22:00 深夜 20:00～ 6:30 深夜 22:00～ 8:00 上記時間帯にて交代勤務
4.看護職員 機能訓練指導員 (看護職員またはあん摩マッサージ指圧師)	早出 8:00～17:00 日勤 8:30～17:30 遅出 9:30～18:30 上記時間帯にて交代勤務
5.厨房職員	早出 5:30～14:30 日勤 8:30～17:30 遅出 10:30～19:30 上記時間帯にて交代勤務
6.医師 ※嘱託医	毎週 金曜日 13:30～14:30

☆土日は上記と異なります。

〈配置職員の職種〉

生活相談員

…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護支援専門員

…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

介護職員	…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
看護職員	…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	…ご契約者の機能訓練を担当します。
医師	…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。 医師の常勤配置はしておりません。 ただし、週に1度、医師の回診があります。
管理栄養士	…主にご契約者の栄養並びに身体状況及び嗜好を考慮し、安全に楽しめる食事の提供をします。
厨房職員	…管理栄養士と協力し、ご契約者が安全に楽しめる食事の提供をします。

## 8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用料金が介護保険から給付される場合</li> <li>2 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合</li> </ol> |
|---|

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

### ①食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体  
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としてい  
ます。

（食事時間）

朝食： 8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

### ②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。

- ・一般浴槽の他、寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護師が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・定例行事及びレクリエーションを随時開催します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）

ユニット型指定地域密着型介護施設サービス費利用料金表

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,820 円	要介護度 2 7,530 円	要介護度 3 8,280 円	要介護度 4 9,010 円	要介護度 5 9,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,138 円	6,777 円	7,452 円	8,109 円	8,739 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	682 円	753 円	828 円	901 円	971 円
4. 居住費	2,066 円				
5. 食費	1,600 円				
6. 自己負担額合計（3+4+5）	4,348 円	4,419 円	4,494 円	4,567 円	4,637 円

保険者（市区町村）への申請により介護保険負担額限度額の認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の減額措置がありますので、実際負担いただく額は以下の通りとなります。

利用者負担第1段階

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,820 円	要介護度 2 7,530 円	要介護度 3 8,280 円	要介護度 4 9,010 円	要介護度 5 9,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,138 円	6,777 円	7,452 円	8,109 円	8,739 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	682 円	753 円	828 円	901 円	971 円
4. 居住費	880 円				
5. 食費	300 円				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	1,862 円	1,933 円	2,008 円	2,081 円	2,151 円

利用者負担第2段階

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,820 円	要介護度 2 7,530 円	要介護度 3 8,280 円	要介護度 4 9,010 円	要介護度 5 9,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,138 円	6,777 円	7,452 円	8,109 円	8,739 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	682 円	753 円	828 円	901 円	971 円
4. 居住費	880 円				
5. 食費	390 円				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	1,952 円	2,023 円	2,098 円	2,171 円	2,241 円

利用者負担第3段階 ①

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,820 円	要介護度 2 7,530 円	要介護度 3 8,280 円	要介護度 4 9,010 円	要介護度 5 9,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,138 円	6,777 円	7,452 円	8,109 円	8,739 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	682 円	753 円	828 円	901 円	971 円

4. 居住費	1,370 円				
5. 食費	650 円				
6. 自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	2,702 円	2,773 円	2,848 円	2,921 円	2,991 円

利用者負担第3段階 ②

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,820 円	要介護度 2 7,530 円	要介護度 3 8,280 円	要介護度 4 9,010 円	要介護度 5 9,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,138 円	6,777 円	7,452 円	8,109 円	8,739 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1 - 2)	682 円	753 円	828 円	901 円	971 円
4. 居住費	1,370 円				
5. 食費	1,360 円				
6. 自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	3,412 円	3,483 円	3,558 円	3,631 円	3,701 円

※ 上記表の要介護度別サービス料金には各種加算が含まれておりません。

※ サービス提供に応じて、上記以外に厚生労働省が定める基準に従い負担をいただくこととなります。

※ サービス利用にかかる自己負担額について、介護保険負担割合証で 1 割と認定された場合を例として挙げております。2 割の方については自己負担額を 2 倍に 3 割の方は 3 倍に置き換えてご確認下さい。

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 契約者が介護保険料の未納がある場合、自己負担額については上表と異なることがあります。

### 〈処遇改善加算について〉

介護職員等の確保を更に推し進める為、令和6年6月より「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」の3加算が「介護職員等処遇改善加算」に一本化されることとなりました。

これにより介護職員を主とする施設職員の給与改善を実施し、離職の予防等、人材の確保を行います。

新加算の算定については

- ① キャリアパス要件（所属職員の資格取得や研修の実施に関する要件）
- ② 月額賃金改善要件（加算分の増収を賃金改善に充てる要件）
- ③ 職場環境等要件（入職の促進や健康管理、生産性向上に関する要件）

の3つが必要となります。

要件を満たした事業所においては、厚生労働省が定める基準に従い加算分に応じた負担をいただくこととなります。

### 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

●所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定します。

●サービス加算率 14.0%

●所定単位数

基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外。

### 〈各種サービス提供体制加算の概要〉

科学的介護推進体制加算 ⇒ 40円/月

全ての利用者の基本的な情報を厚生労働省と共有。そのフィードバックによりケアのあり方を検証し、ケアプランやサービス計画を見直します。

個別機能訓練加算（Ⅰ） ⇒ 12円/日

ご契約者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行います。1日あたり12円をご負担いただきます。

個別機能訓練加算（Ⅱ） ⇒ 20円/月

上記、個別機能訓練加算（Ⅰ）の内容を厚生労働省と共有し、情報のフィードバックを受け見直しに活用します。

栄養マネジメント強化加算 ⇒ 11円/日

管理栄養士を規定数以上配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を実施。

入所者ごとの栄養状態や嗜好を踏まえた食事の調整を行います。

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）⇒ 3円/月 （Ⅱ）⇒ 13円/月

入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて定期的な評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、情報等を活用します。

また、上記評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同し、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成。定期的に記録を行い、見直しを行います。

（※褥瘡の発生があった場合はⅠ、無かった場合はⅡを算定）

療養食加算 ⇒ 6円/回

医師の指示せんに基づく療養食（糖尿・腎臓・貧血などの特別食）を提供した場合、1回あたり6円ご負担いただきます。

経口維持加算（Ⅰ）⇒ 400円/月

医師又は歯科医師の指示で経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合、摂食機能障害者が対象：1月あたり400円をご負担いただきます。

看護体制加算（Ⅰ）⇒ 12円/日

常勤の看護師を1名以上配置した場合1日あたり12円をご負担いただきます。

看護体制加算（Ⅱ）⇒ 23円/日

看護職員を基準の1名以上上回り配置しており、協力病院や当該施設の看護職員により、24時間の連絡体制を確保した場合1日あたり23円をご負担いただきます。

看取り介護加算 ⇒ 72円/日（死亡日以前31～45日）

144円/日（死亡日以前4～30日）

780円/日（死亡日の前日・前々日）

1,580円/日（死亡日）

ご契約者の重度化等に伴う看護師の配置と夜間における24時間連絡体制の確保、看取りに関する指針に基づく介護体制の対象となった場合は厚生労働省が定める基準に従い負担を頂くこととなります。

日常生活継続支援加算 ⇒ 46円/日

※算定要件（①～③のいずれかの要件を満たすこと）

- ①要介護4若しくは要介護5の者の占める割合が入居者の70%以上であること
- ②認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の占める割合が入居者の65%以上であること
- ③たんの吸引等（※）が必要な利用者の占める割合が入居者の15%以上であること

（※）たんの吸引等 口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養

①～③のいずれかの要件を満たした場合、1日あたり23円ご負担いただきます。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）⇒ 22円/日

介護福祉士が全体の80%以上配置、または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置された場合1日あたり22円をご負担いただきます。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ⇒ 18 円／日

介護福祉士が全体の 60%以上配置された場合、1 日あたり 18 円をご負担いただきます。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ⇒ 6 円／日

以下のいずれかに該当した場合、1 日あたり 6 円をご負担いただきます。

（Ⅰ）介護福祉士が全体の 50%以上配置された場合。

（Ⅱ）常勤職員が 75%以上配置された場合。

（Ⅲ）7 年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置された場合。

夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ ⇒ 46 円／日

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を 1 人以上、上回った場合に 1 日あたり 46 円をご負担いただきます。

外泊時費用 ⇒ 246 円／（1 月に 6 日以内に限り）

入院、外泊時は外泊時費用として 1 月に 6 日以内に限り、1 日あたり 246 円をご負担頂きます。また、一泊外泊について（契約書第 2 3 条参照）は、外泊期間中に全食とらない日数分の食費に係る負担額は利用料金から差引きます。但し、その間の居住費につきましては、負担額はお支払いいただきます。

協力医療機関連携加算 ⇒ 100 円／月

協力医療機関と入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的で開催し、実効性のある連携体制を構築します。1 月あたり 100 円をご負担いただきます。

退所時情報提供加算 ⇒ 250 円／回

医療機関へ退所（入院）される場合、医療機関に対して入居者を紹介する際に当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供いたします。

退所時栄養情報連携加算 ⇒ 70 円／回

当施設から居宅、他の介護保険施設、医療機関等に退所される場合、入居者の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるよう、当該入居者の栄養管理に関する情報を提供いたします。

初期加算 ⇒ 30 円／（30 日以内）

新規入居された場合もしくは 30 日を超えて入院した後に施設へ戻られた場合には、最初の 30 日間分については、初期加算分として 1 日あたり 30 円をご負担いただきます。

安全対策体制加算 ⇒ 20 円／（入所時に 1 回限り）

外部の研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置。  
組織的に安全対策を実施する体制を整備します。

☆ 常勤医の配置、精神科医の療養の指導、障害者生活支援員の常勤配置等を充実させた場合には、上記の表以外に厚生労働省の定める基準に従いご負担をいただくこととなります。  
また、このような場合には事前に通知いたします。

※ 当該施設が上記の加算対象に基づきサービスを実施する場合は、「料金表」を都度、

ご請求時に送付させていただきます。

○ 各種加算説明担当者

〔氏名〕 江本洋平 〔職名〕 生活相談員  
受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30 ～ 17：30

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 契約者が使用する居室料

ご契約者にはユニット型の個室を提供します。

利用料金：1日あたり 2,066円

② 契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金：1日あたり 1,600円

③ 特別な食事の提供（酒類を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：特別な食事のために要した追加の費用

④ 理髪・美容〔理髪サービス〕

毎月1回、業者による出張理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

料金については、業者が設定した料金をご負担いただいております。

利用料金：カット（2,000円）・顔そり（600円）・パーマ（3,800円）

毛染め（3,800円）・マニキュア（3,800円）シャンプー（600円）

⑤ 貴重品の管理

お預かりするもの：健康保険証、老人医療受給者証、介護保険者証、身体障害者手帳等  
それ以外の、預金通帳、印鑑、年金証書等については基本的に管理いたしません。

ただし、身元引受人がいない場合及び、本人又は家族様からのご依頼がある場合はこの限りではありません。その場合、事務手数料をいただきます。

事務手数料：1ヶ月あたり 1,000円

⑥ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。施設サービスとして一般に行われているクラブ活動や定例行事、例えば機能訓練の一環として行われているクラブ活動、あるいは入居者全員の参加が予定されている定例行事は介護保険給付の対象となるので利用料金はかかりません。

i) 主なレクリエーション行事予定

	年間行事予定	備考
1月	新年会、初詣	
2月	節分、連合老人会訪問	
3月	ひなまつり、家族会 八木小学校訪問、八木保育所訪問	彼岸供養
4月	花見	
5月	端午の節句	
6月	運動会	避難訓練
7月	七夕祭り	
8月	夏祭り	お盆供養
9月	敬老会、家族会	彼岸供養
10月	日帰り旅行 榎列・倭文地区老人会訪問	避難訓練
11月	文化展見学	
12月	クリスマス会 神代保育所訪問	
	* 上記の行事以外にも、各学校の訪問・婦人会の訪問・老人会の訪問等あります。 ただし日時については未定ですので記載していません。 * 各行事を行うにあたっては、必ず利用者の希望を聞いて参加をしていただいています。	* 毎月、誕生会を行います。

ii) クラブ活動

書道クラブ、手芸クラブ（材料代等の実費を頂きます。）、音楽療法等

⑦複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑧日常生活

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担頂くことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

衣服、スリッパ、歯ブラシ等、日常生活用品の購入を代行いたします。費用としては、

代金の実費をいただきます。

○美理容代、喫茶代、出張販売（買い物）の利用及び、日用品（箱ティッシュ 70 円、歯磨き粉 234 円、歯ブラシ 275 円、ポリデント 1 箱（72 個入）1,390 円、アルカリ電池、切手等、購入した額を請求する。

○おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

#### ⑨ご契約者の移送に係る費用

ご契約者の遠方病院通院や入院及び外泊時の移送サービスを行います。

ただし、協力医療機関については以下の料金はいただきません。

※送迎利用料（片道料金）

南あわじ市内 500 円 南あわじ市以外の島内 1,000 円

（遠方については、実費相当をご負担いただきます。）

#### ⑩契約書第 21 条に定める所定の料金

ご契約者が、本来の契約終了後も居室を明け渡さない場合等に本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1 日あたり居住費・食費も含む）

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金（1 日あたり）	4,348 円	4,419 円	4,494 円	4,567 円	4,637 円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合

4,348 円（1 日あたり居住費・食費も含む）

なお、この期間中においては介護保険による給付があった場合には上記の表により計算した金額からこの介護保険給付額を控除することとします。

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

#### ⑪ショッピング

利用者に買物・外食等を楽しんでもらい、地域へ出る事で気分転換を図っていただく為にショッピングに出かけます。各ユニットで随時計画します。

（買物について）・本人が必要なもので、施設に持ち込みが可能なもの。

・数については、本人が管理可能なもの。

・食べ物で日持ちのしないものは避けていただきます。

#### ⑫買物

買物（出張販売・自家製パンの販売）を毎月 1 回、催しております。利用者の希望に基づき、お菓子の購入と喫茶を楽しんでいただきます。買物・喫茶については、利用料として実費を請求させていただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記1、2の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月26日までにご指定の口座に必要額をご準備ください。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

・口座からの自動振替（毎月27日 金融機関休業日の場合は翌営業日）  
※原則として、指定口座からの振替ですが、残高不足や口座の凍結があった場合は窓口での現金支払い、下記指定口座への振り込みをお願いします。振り込みの場合、手数料はご負担いただきます。

口座 淡路信用金庫 市支店 普通 0452076  
名義 (福)淡路島福祉会 (特養) 翁寿園 施設長 垣いくみ

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	八木病院
所在地	兵庫県南あわじ市八木寺内1147
診療科	内科・外科・整形外科・泌尿器科・リハビリテーション科

②協力医療機関

医療機関の名称	新淡路病院
所在地	兵庫県洲本市上加茂43
診療科	内科 神経科 神経内科 精神科

③協力歯科医療機関

医療機関の名称	正木歯科クリニック
所在地	兵庫県南あわじ市八木寺内1311-2

9. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当

するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくこととなります。（契約書第 15 条参照）

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

- (1) ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 16 条、第 17 条参照）  
契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退居を申し出ることができます。  
その場合には、退居を希望する日の7 日前までに解約・解除届出書をご提出ください。  
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

- (2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時に際して、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが1ヶ月以上（最低で3ヶ月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続し難い重大な事情が生じた場合。
- ⑤ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合、又は3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。
- ⑥ご契約者が介護老人保健施設に入居、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

→ 契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第20条参照）

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

#### ①3ヶ月以内の入院の場合

当初から3ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居する事ができます。

入院に翌日から当該月6日間（当該入院が月をまたがる場合は最大12日間）の範囲内で、実際に入院した日数分で利用料金をご負担いただきます。（1日あたり 246円）※上記料金は、入院日及び退院日当日の料金の負担はありません。

また、入院時に居室を確保しておいた料金については、入院に翌日から当該月6日間（当該入院が月をまたがる場合は最大12日間）の範囲外で、実際に入院した日数分で居室利用料金をご負担いただきます。（範囲外での1日あたりの居室料金2,006円）

※範囲内の居室料金については、負担限度額により異なります。

※ご契約者の同意を得て、居室をショートステイ等に利用した場合には、料金は不要です。

### ②3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

医師の判断により、3ヶ月を超えて入院が見込まれると診断された場合、契約を解除する場合があります。

但し、契約を解除した場合であっても3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に入居できるよう努めます。しかし、当施設が満室の場合には、短期入居生活介護（ショートステイ）を利用できるように努めます。

また、医師の判断により、3ヶ月以上入院が見込まれると診断された場合、契約を解除する場合があります。

### ③3ヶ月を超えて入院した場合

3ヶ月を超えて入院して場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当施設に優先的に入居することはできません。

### (3) 円滑な退居のための援助（契約書第19条参照）

ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。また、契約書第18条の事業者からの解除による退居の場合にも、相応の努力をいたします。

- 病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 10. 身元引受人(契約書第22条参照)

(1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。

しかしながら、入居者において社会通念上、身元引受人を立てる事ができないと考えられる事情がある場合には、入居契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。

(2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。

(3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、極

度額 30 万円の範囲でその債務の履行義務を負うこととなります。

また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退居する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退居後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うこととなります。

- (4) ご契約者が入居中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（居室内に残置する日常生活品や身の回り品等であり、又高価品は除外します）の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。

貴重品として、施設が預かっているもの、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品等は残置品には含まれず、相続手続に従ってその処理を行う事となります。

また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入居契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置品をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人に引き取っていただく場合があります。

これらの引取り等の処理に掛る費用については、ご契約者または身元引受人にご負担頂くこととなります。

- (5) 身元引受人が死亡・破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。

- (6) 身元引受人には、利用料金の変更、地域密着型施設サービス計画の変更等についてご通知させていただきます。

- (7) 利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等について、身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、遅滞なく、契約者全ての債務の額等に関する情報を提供します。

## 11. 苦情の受付について(契約書第 25 条参照)

- (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 [氏名] 江本洋平 [職名] 生活相談員

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

○第三者委員 [氏名] 平岡督朗

連絡先 (TEL) 0799-52-3012

[氏名] 三好雅大

連絡先 (TEL) 0799-42-2352

○苦情解決責任者　〔氏名〕 垣　いくみ　　〔職名〕 施設長

なお、苦情の受付窓口は受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付ける事ができます。さらに、第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地　神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号　(078) 332-5617 FAX　(078) 332-5650 受付時間　9:00~17:15　(月~金)
○南あわじ市役所 市民福祉部 長寿・保険課	所在地　南あわじ市市善光寺22番地1 電話番号　(0799) 43-5217 受付時間　8:30~17:15　(月~金)

## 12. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規程に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。  
ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載する等し、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ご契約者に対し虐待となるような行為を行いません。
- ⑧感染症及び食中毒の発生やまん延を防ぐ為に委員会を設置し、感染予防に関する指針の作成や職員研修を行うと共に、感染症の発生が疑われる際は対応の手順に従います。
- ⑨介護上の事故等の発生及び再発防止の為に、事故発生時の対応に関する指針を整備すると共に、事故報告を分析し、事故防止対策委員会を設置し、職員への周知や研修会を開催して再発防止に努めます。
- ⑩事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

(守秘義務)

ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退居のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合にはご契約者の同意を得ておこないます。

## 13. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

入居にあたり、安全上、又は円滑な介護等を行なうために支障のあるものはお断りする場

合があります。

☆持ち物にはすべて名前を記入して下さい。なお、所持品はすべてこちらで確認を取らせていただきます。

☆何か持ち込む際は、必ず職員に連絡して下さい。

(無断で持ち込まれた場合、紛失等があっても責任は持ちません。品物によっては持ち帰りいただく場合もあります。)

## (2) 面会

面会時間 8:30 ~ 17:30

来訪者は、必ずその都度職員に届け出て訪問簿に記入して下さい。

(※感染症の流行時、面会の中止や予約制の対応をとっている場合があります。)

## (3) 外出・外泊 (契約書第 23 条参照)

外出、外泊をされる場合は、2 日前にお申し出下さい。

葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。

## (4) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、前記 8(1) (サービス利用料金表記載参照) に定める「食事に係る自己負担額」は徴収いたしません。

## (5) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第 10 条・第 11 条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

## (6) 喫煙

保育所併設により、敷地内は禁煙となっています。

#### 14. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかにその状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

#### 15. 損害賠償について(契約書第 12 条、第 13 条参照)

- (1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害について、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。  
ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
  
- (2) 事業者は、事故の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。  
とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
  - ① 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもつぱら起因して損害が発生した場合。
  - ② 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもつぱら起因して損害が発生した場合。
  - ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
  - ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

# 特別養護老人ホーム翁寿園 短期入所生活介護 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(兵庫県指定第 2871700148 号)

当施設はご契約者に対し短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 施設経営法人

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 法人名         | 社会福祉法人 淡路島福祉会   |
| (2) 法人所在地       | 兵庫県南あわじ市八木寺内 3 7 3 - 1  |
| (3) 電話番号及びFAX番号 | TEL 0799-42-6006 FAX 0799-42-5275   |
| (4) 代表者氏名       | 八木 英臣   |
| (5) 設立年月日       | 昭和 6 1 年 3 月 3 1 日  |
| (6) インターネットアドレス | <a href="https://awajishima-fukushikai.or.jp/">https://awajishima-fukushikai.or.jp/</a> |

## 2. ご利用施設の概要

- |                      |                              |                 |
|----------------------|------------------------------|-----------------|
| (1) 建物の構造            | 鉄筋コンクリート造                    | 地上 2 階 (一部 3 階) |
| (2) 敷地面積             | 3 1 9 8 . 9 1 m <sup>2</sup> |                 |
| (3) 建築面積             | 3 9 9 6 . 3 4 m <sup>2</sup> |                 |
| (4) 併設事業             |                              |                 |
| 事業の種類                | 兵庫県知事の事業者指定                  | 利用定員            |
| 介護老人福祉施設             | 兵庫県指定 第 2871700148 号         | ( 5 0 )         |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 兵庫県指定 第 2891700086 号         | ( 1 8 )         |
| 短期入所生活介護             | 兵庫県指定 第 2871700148 号         | ( 1 0 )         |
| 短期入所生活介護 (ユニット空床型)   | 兵庫県指定 第 2871701203 号         | ( 1 8 )         |
| 障がい福祉サービス短期入所        | 兵庫県指定 第 2811700042 号         | ( 1 0 )         |
| 通所介護                 | 兵庫県指定 第 2871700239 号         | ( 2 5 )         |
| (5) 施設の周辺環境          |                              |                 |

南あわじ市の中央に位置する、ゆずるは山系と三原平野の間に位置し、南に上田八幡神社と覚住寺があり、また春には上田ダムの放流が見える景観すばらしい場所でもあります。

## 3. ご利用施設

- |             |  |                 |                 |
|-------------|--|-----------------|-----------------|
| (1) サービスの種類 | 短期入所生活介護   | 平成 12 年 4 月 1 日 | 指定 2871700148 号 |
| (2) 利用目的    | 介護保険法令に従いご契約者 (利用者) が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等 |                 |                 |

をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 翁寿園
- (4) 施設の所在地 兵庫県南あわじ市八木寺内373-1
- (5) 電話番号及びFAX番号 TEL 0799-42-6006 FAX 0799-42-5275
- (6) 施設長（管理者）氏名 垣 いくみ
- (7) 当施設の運営方針  
私たちは、介護を必要とするお年寄りたちのために、少しでもお役に立てるように入居者処遇に万全を期し、さらに、地域福祉や、在宅福祉にも最大限貢献すべく職員一同取り組んで居ります。「地域に親しまれ 信頼される 福祉事業所に」を基本理念に、各種サービス事業にボランティアや福祉関係者の方々のご協力を頂きながら老人福祉の充実に図っていただけるよう取り組んでまいります。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日
- (9) 利用定員 10人

#### 4. 施設利用対象者

- (1) 当事業所を利用できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護」と認定され、ケアマネジャー等により計画的に居宅サービスを利用されている方を対象としています。

但し、居宅において寝たきり等により介護が必要である人で、その介護をする方が緊急の理由によって介護ができない状況である場合、要介護認定を受けていない人でも、サービスを利用できます。この場合、利用後の請求の際、介護認定の結果によっては、利用料金を全額自己負担していただく可能性もあります。

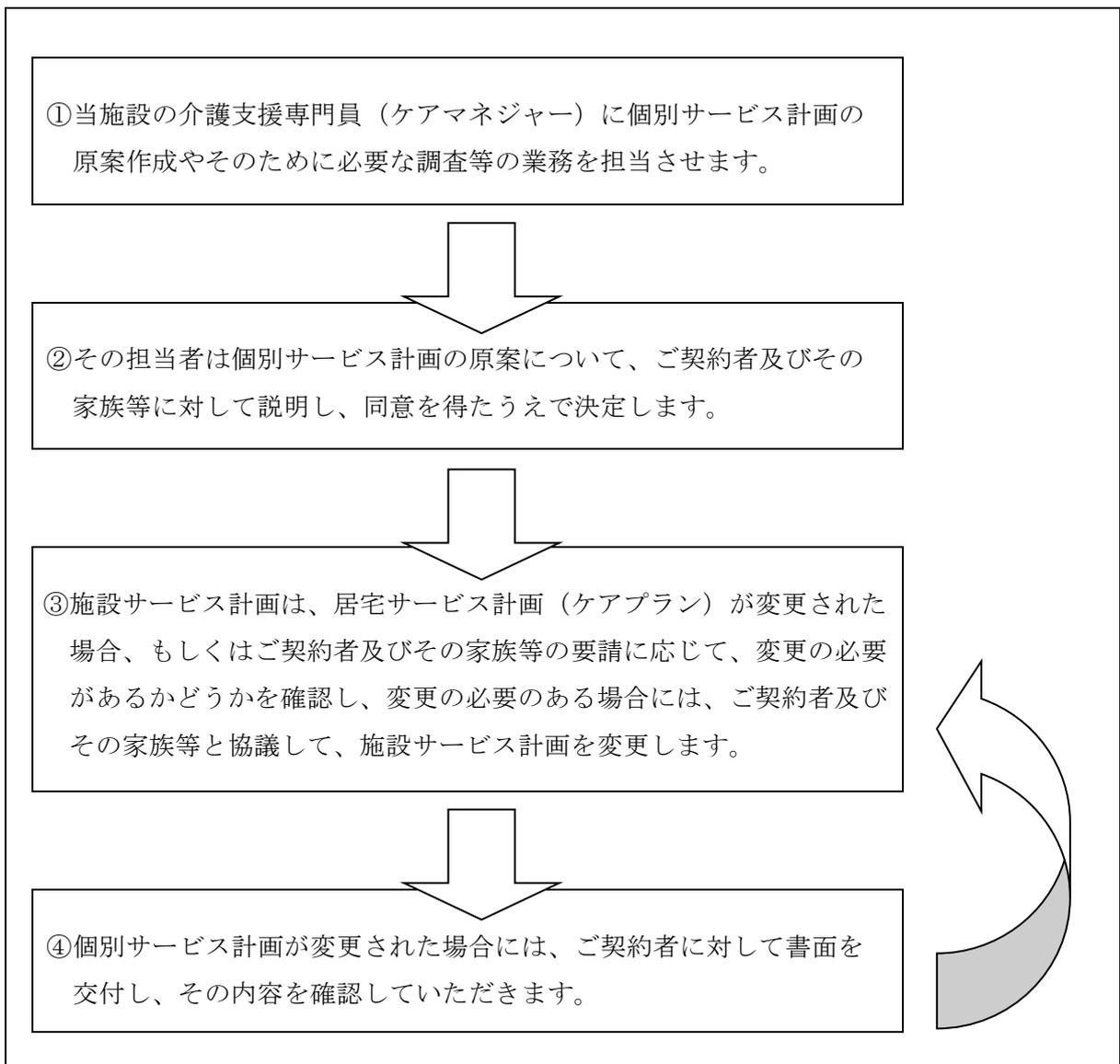
（詳細は「5. サービス提供までの流れ」（2）参照のこと）

- (2) 利用契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。

このような場合には、ご契約者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

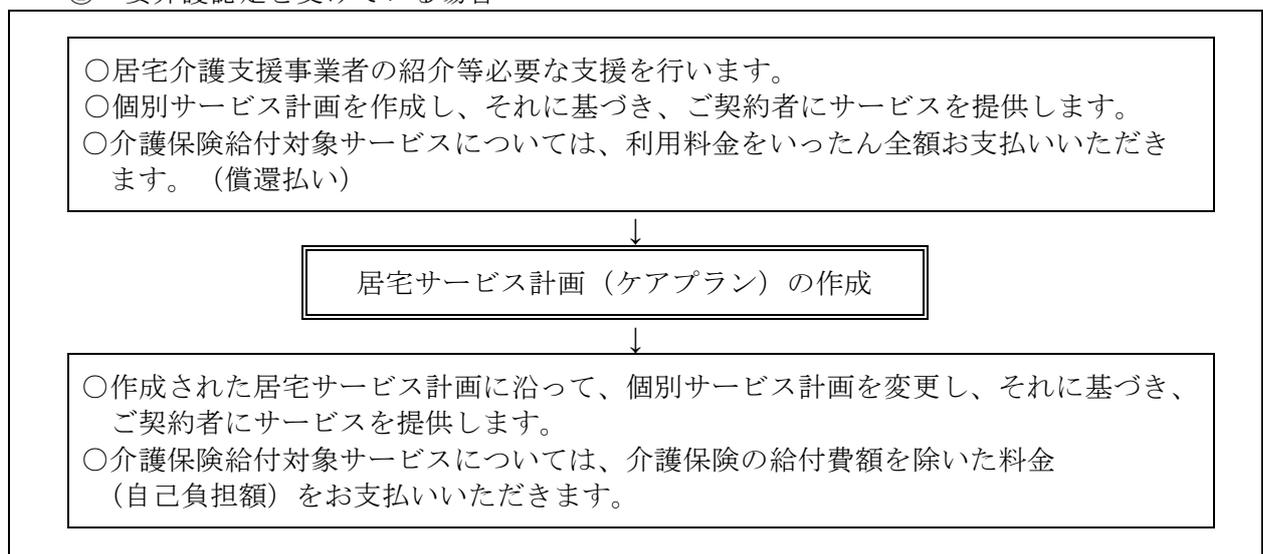
#### 5. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスの係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。

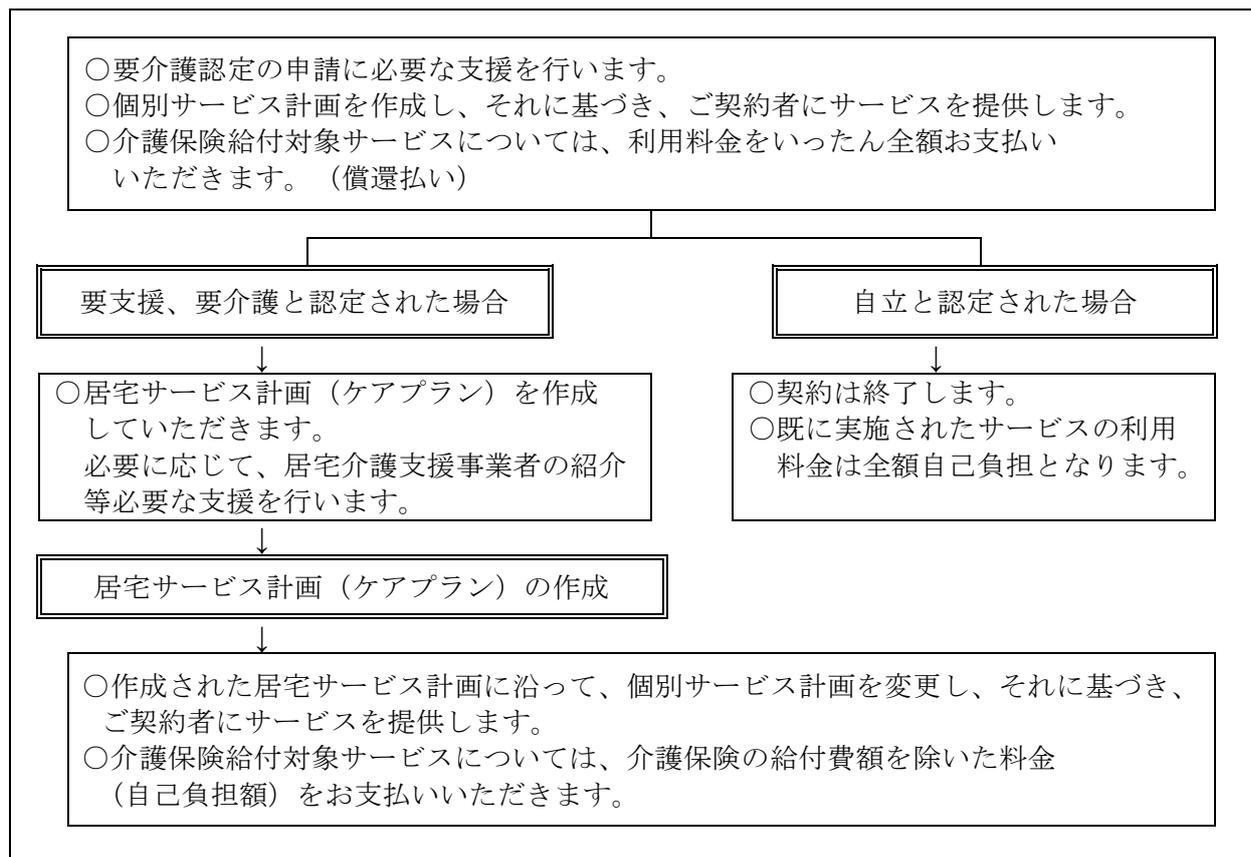


(2) 契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



## 6. 居室の概要

### (1) 居室等の概要（短期入所生活介護）

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当施設では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として個室・2人部屋です。また、介護老人福祉施設の居室（2・4人部屋）に空きがある場合は、空床利用として、利用することができます。（但し、ご契約者の心身の状況や、居室の空き状況によりご希望に添えない場合沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考（居室の床面積）
個室（1人部屋）	6室	82.0㎡ 洗面台有り
2人部屋	2室	72.72㎡ 洗面台有り
2人部屋（空床利用のみ）	1室	72.72㎡ 洗面台有り
4人部屋（空床利用のみ）	12室	410.64㎡ 洗面台有り
ユニット型個室（空床利用のみ）	18室	13.97～14.53㎡ 洗面台有り
食堂	2室	従来型（73.44㎡） デイルーム（50.00㎡）
機能訓練室	1室	歩行器平行棒 輪転機 マッサージ台等

浴室	2室	機械浴槽 (69.47㎡) 一般浴槽・リフト浴 (62.05㎡)
医務室	1室	17.11㎡

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際は、ご契約者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に係る利用料金は以下の通りとします。

居室料金表(1日あたり)

個室 1,231円

多床室(2人部屋・4人部屋) 915円

## 7. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職員の配置については、指定基準を遵守しています。( )は兼務

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	19.2名	17名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	3.6名	3名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1.4名	1名
7. 管理栄養士	1.7名	1名
8. 厨房職員	5.3名	

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。(例)週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務体制
1. 施設長	日勤 8:30～17:30
2. 生活相談員 介護支援専門員 管理栄養士 事務員	日勤 8:30～17:30 遅出 10:00～19:00

3. 介護職員	早 出 6 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0 早 出 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 日 勤 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 日 勤 8 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0 日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 日 勤 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 日 勤 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 遅 出 1 1 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0 遅 出 1 3 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0 深 夜 2 0 : 0 0 ~ 6 : 3 0 深 夜 2 2 : 0 0 ~ 8 : 0 0 上記時間帯にて交代勤務
4. 看護職員 機能訓練指導員 (看護職員またはあん摩マッサージ指圧師)	早 出 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 遅 出 9 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0 上記時間帯にて交代勤務
5. 厨房職員	早 出 5 : 3 0 ~ 1 4 : 3 0 日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 遅 出 1 0 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0 上記時間帯にて交代勤務
5. 医師 (3 名) ※非常勤、嘱託医	毎週 金曜日 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 3 0

☆土日は上記と異なります。

〈配置職員の職種〉

生活相談員 …ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護支援専門員 …ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

介護職員 …ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看護職員 …主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員

…ご契約者の機能訓練を担当します。  
(あん摩マッサージ指圧師が対応)

医師

…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。  
医師の常勤配置はしておりません。ただし、週に3度、医師の回診があります。

管理栄養士

…主にご契約者の栄養並びに身体状況及び嗜好を考慮し、安全に楽しめる食事の提供をします。

厨房職員

…管理栄養士と協力し、ご契約者が安全に楽しめる食事の提供をします。

## 8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- 1 利用料金が介護保険から給付される場合
- 2 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

#### ① 食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

#### ② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・一般浴槽の他、寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### ③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 医師や看護師が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・ 定例行事及びレクリエーションを随時開催します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉 （契約書第9条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

サービス利用料金表 （短期入所生活介護）

・ 従来型個室の場合

要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円
うち、介護保険から給付される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
③サービス利用にかかる自己負担額	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
④滞 在 費	1,231 円				
⑤食 費	1,600 円				
自己負担合計額（③+④+⑤）	3,434 円	3,503 円	3,576 円	3,646 円	3,715 円

・ 多床室の場合

要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円
うち、介護保険から給付される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
③サービス利用にかかる自己負担額	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
④滞 在 費	915 円				
⑤食 費	1,600 円				
自己負担合計額（③+④+⑤）	3,118 円	3,187 円	3,260 円	3,330 円	3,399 円

なお、保険者（市区町村）への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので、実際にご負担いただく額は、以下の表のとおりとなります。

## 利用者負担第1段階

・従来型個室

要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円
うち、介護保険から給付される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
③サービス利用にかかる自己負担額	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
④滞 在 費	380 円				
⑤食 費	300 円				
自己負担合計額 (③+④+⑤)	1,283 円	1,352 円	1,425 円	1,495 円	1,564 円

・多床室

要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円
うち、介護保険から給付される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
③サービス利用にかかる自己負担額	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
④滞 在 費	0 円				
⑤食 費	300 円				
自己負担合計額 (3 + 4 + 5)	903 円	972 円	1,045 円	1,115 円	1,184 円

## 利用者負担第2段階

・従来型個室の場合

要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円
うち、介護保険から給付される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
③サービス利用にかかる自己負担額	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
④滞 在 費	480 円				
⑤食 費	600 円				
自己負担合計額 (③+④+⑤)	1,683 円	1,752 円	1,825 円	1,895 円	1,964 円

・多床室の場合

要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円
うち、介護保険から給付される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
③サービス利用にかかる自己負担額	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
④滞 在 費	430 円				
⑤食 費	600 円				
自己負担合計額 (③+④+⑤)	1,633 円	1,702 円	1,775 円	1,845 円	1,914 円

利用者負担第 3 段階 ①

・従来型個室

要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円
うち、介護保険から給付される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
③サービス利用にかかる自己負担額	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
④滞 在 費	880 円				
⑤食 費	1000 円				
自己負担合計額 (③+④+⑤)	2,483 円	2,552 円	2,625 円	2,695 円	2,764 円

・多床室

要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円
うち、介護保険から給付される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
③サービス利用にかかる自己負担額	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
④滞 在 費	430 円				
⑤食 費	1000 円				
自己負担合計額 (③+④+⑤)	2,033 円	2,102 円	2,175 円	2,245 円	2,314 円

## 利用者負担第3段階 ②

### ・従来型個室

要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円
うち、介護保険から給付される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
③サービス利用にかかる自己負担額	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
④滞 在 費	880 円				
⑤食 費	1300 円				
自己負担合計額 (③+④+⑤)	2,783 円	2,852 円	2,925 円	2,995 円	3,064 円

### ・多床室

要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円
うち、介護保険から給付される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
③サービス利用にかかる自己負担額	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
④滞 在 費	430 円				
⑤食 費	1300 円				
自己負担合計額 (③+④+⑤)	2,333 円	2,402 円	2,475 円	2,545 円	2,614 円

※上記表の要介護者別サービス料金には各種加算が含まれておりません。

サービス提供に応じて、上記以外に厚生労働省の定める基準に従い負担をいただくこととなります。(14～16頁、加算の概要を参照)

※サービス利用にかかる自己負担額について、介護保険負担割合証で1割と認定された場合を例として挙げております。2割の方については自己負担額を2倍に 3割の方は3倍に置き換えてご確認下さい。

## 介護職員処遇改善について

介護職員等の確保を更に推し進める為、令和6年6月より「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」の3加算が「介護職員等処遇改善加算」に一本化されることとなりました。

これにより介護職員を主とする施設職員の給与改善を実施し、離職の予防等、人材の確保を行います。

新加算の算定については

- ① キャリアパス要件 (所属職員の資格取得や研修の実施に関する要件)

- ② 月額賃金改善要件（加算分の増収を賃金改善に充てる要件）
- ③ 職場環境等要件（入職の促進や健康管理、生産性向上に関する要件）

の3つが必要となります。

要件を満たした場合は、厚生労働省が定める基準に従い加算分に応じた負担をいただくこととなります。

#### 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

●所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定します。

●サービス加算率 14.0%

●所定単位数

基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外。

〈各種サービス提供体制加算の概要〉

個別機能訓練加算 ⇒ 12円/日

ご契約者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行います。1日当たり12円をご負担いただきます。

看護体制加算（Ⅰ） ⇒ 4円/日

常勤の看護師を1名以上配置が要件となります。

看護体制加算（Ⅱ） ⇒ 8円/日

看護職員を基準の1名以上上回り配置しており、協力病院や当該施設の看護職員により、24時間の連絡体制を確保した場合1日当たり8円をご負担いただきます。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ⇒ 22円/日

介護福祉士が全体の80%以上配置、または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置された場合1日あたり22円をご負担いただきます。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ⇒ 18円/日

介護福祉士が全体の60%以上配置された場合、1日あたり18円をご負担いただきます。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ⇒ 6円/日

以下のいずれかに該当した場合、1日あたり6円をご負担いただきます。

（Ⅰ）介護福祉士が全体の50%以上配置された場合。

（Ⅱ）常勤職員が75%以上配置された場合。

（Ⅲ）7年以上の勤続年数のある者が30%以上配置された場合。

夜勤職員配置加算（Ⅰ） ⇒ 13円/日

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上、上回った場合に1日あたり13円をご負担いただきます。

送迎体制加算

送迎を利用した回数を算定（片道184円）

○ 各種加算説明担当者

〔氏名・職名〕 生活相談員 江本洋平

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担を変更します。

☆契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記8のサービス利用料金に定められた「サービス利用料金」欄の全額（自己負担額ではありません。）が必要となります。

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分として、1枚につき10円をご負担いただきます。

③契約者が使用する居室料

☆居室に係る利用料金は以下の通りとします。

居室料金表（1日あたり）

個室 1,231円      多床室（2人部屋・4人部屋） 915円

④契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金：1日あたり1,600円

個別料金（朝食400円 昼食650円 夕食550円）

⑤特別な食事の提供（酒類を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：特別な食事のために要した追加の費用

⑥理髪・美容〔理髪サービス〕

毎月1回、業者による出張理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

料金については、業者が設定した料金をご負担いただいております。

利用料金：カット（2000円）・顔そり（600円）・パーマ（3800円）  
毛染め（3800円）・マニキュア（3800円）・シャンプー（600円）

⑦貴重品の管理

貴重品について：基本的には管理いたしません。

各種保険証について：新規利用時・更新時に写し（コピー）をお預かりいたします。

⑧レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。施設サービスとして一般に行われているクラブ活動や定例行事、例えば機能訓練の一環として行われているクラブ活動、あるいは利用者全員の参加が予定されている定例行事は介護保険給付の対象となるので利用料金はかかりません。

i) 主なレクリエーション行事予定

	年間行事予定	備考
1月	新年会、初詣	
2月	節分	
3月	ひなまつり、家族会	彼岸供養
4月	花見	
5月	端午の節句	
6月	日帰り旅行	避難訓練
7月	七夕祭り	
8月	夏祭り	お盆供養
9月	敬老会	彼岸供養
10月	榎列・倭文地区老人会訪問	避難訓練
11月	文化展見学、八木小学校訪問	
12月	クリスマス会、もちつき会 神代保育所訪問	
	<p>*上記の行事以外にも、各学校の訪問・婦人会の訪問・老人会の訪問等あります。ただし日時については未定ですので記載していません。</p> <p>*各行事を行うにあたっては、必ず利用者の希望を伺い参加をして頂いています。</p>	*毎月、誕生会を行います。

ii) クラブ活動

書道クラブ、園芸療法（材料代等の実費をいただきます。）、音楽療法

### ⑨日常生活

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担頂くことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

衣服、スリッパ、歯ブラシ等、日常生活用品の購入を代行いたします。費用としては、代金の実費をいただきます。

○美美容代、喫茶代、出張販売（買い物）の利用及び、日用品（箱ティッシュ 70 円

歯磨き粉 234 円 歯ブラシ 275 円 ポリデント 1 箱（72 個入）1,390 円 アルカリ電池切手等）購入した額を請求する。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

### ⑩ご契約者の移送に係る費用

ご契約者の遠方病院通院や入院及び外泊時の移送サービスを行います。

ただし、協力医療機関については以下の料金はいただきません。

※送迎利用料（片道料金）

南あわじ市内 500 円

南あわじ市以外の島内 1000 円

（遠方については、実費相当をご負担いただきます。）

### ⑪買物・喫茶

買物（出張販売）・喫茶店（自家製パンの販売）を毎月 1 回、催しております。利用者の希望に基づいて、お菓子の購入と喫茶を楽しんでいただきます。買物・喫茶については、利用料として実費を請求させていただきます。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記 1、2 の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 26 日までに指定の口座に必要額をご準備ください。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

・口座からの自動振替（毎月 27 日 金融機関休業日の場合は翌営業日）

※原則として、指定口座からの振替ですが、残高不足や口座の凍結があった場合は窓口での現金支払い、下記指定口座への振り込みをお願いします。振り込みの場合、手数料はご負担いただきます。

口座 淡路信用金庫 市支店 普通 0452076

名義 (福)淡路島福祉会 (特養)翁寿園 施設長 垣いくみ

### (4) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでも

ありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	八木病院
所在地	兵庫県南あわじ市八木寺内 1 1 4 7
診療科	外科 整形外科 内科 泌尿器科 リハビリテーション科 皮膚科

②協力医療機関

医療機関の名称	新淡路病院
所在地	兵庫県洲本市上加茂 4 3
診療科	内科 神経科 神経内科 精神科

③協力歯科医療機関

医療機関の名称	正木歯科クリニック
所在地	兵庫県南あわじ市八木寺内 1 3 1 1 - 2

(5) 利用の中止、変更、追加 (契約書第 10 条参照)

- 利用予定日の前に、契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として、1,600 円の食材料実費分の料金をお支払いいただきます。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

**9. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)**

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。  
(契約書第 19 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 20 条、第 21 条参照）

契約の有効期間中であっても、契約者から利用契約の全部又は一部を解約する事ができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 22 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただく事があります。

- ①ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のサービス利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3) 契約の一部が解約または解除された場合（契約書第 23 条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第 19 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

**10. サービス提供における事業者の義務（契約書第 12 条、第 13 条参照）**

事業者は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第 12 条、第 13 条に規定される義務を負います。事業者は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規程に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。  
ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ご契約者に対し虐待となるような行為を行いません。
- ⑧感染症及び食中毒の発生やまん延を防ぐ為に委員会を設置し、感染予防に関する指針の作成や職員研修を行うと共に、感染症の発生が疑われる際は対応の手順に従います。
- ⑨介護上の事故等の発生及び再発防止の為に、事故発生時の対応に関する指針を整備すると共に、事故防止対策委員会を設置し事故の分析を行います。  
職員への周知や研修会を開催して再発防止に努めます。
- ⑩事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者の円滑な退居のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合にはご契約者の同意を得ておこないます。

## 11. 身元引受人（契約書第25条参照）

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。  
しかしながら、入居者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入居契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

- (3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、極度額 30 万円の範囲でその債務の履行義務を負うこととなります。また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退居する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退居後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うこととなります。
- (4) ご契約者が利用中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（居室内に残置する日常生活品や身の回り品等であり、又高価品は除外します）の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。
- 貴重品として、施設が預かっているもの、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価値品などは残置品には含まれず、相続手続に従ってその処理を行う事となります。
- また、ご契約者が死亡されていない場合でも、利用契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置品をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。
- これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担いただくこととなります。
- (5) 身元引受人が死亡・破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。
- (6) 身元引受人には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等についてご通知させていただきます。
- (7) 利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等について、身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、遅滞なく、契約者全ての債務の額等に関する情報を提供します。

## 12. 苦情の受付について（契約書第 27 条参照）

- (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 [担当者] 江本洋平 [職名] 生活相談員

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

○第三者委員 [氏名] 平岡督朗

連絡先 (TEL) 0799-52-3012

[氏名] 三好雅大

連絡先 (TEL) 0799-42-2352

○苦情解決責任者 [氏名] 垣いくみ [職名] 施設長

なお、苦情の受付窓口は受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を

受け付けることができます。さらに、第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9:00~17:15 (月~金)
○南あわじ市役所 市民福祉部 長寿・保険課	所在地 南あわじ市市善光寺2番地1 電話番号 (0799) 43-5217 受付時間 8:30~17:15 (月~金)

### 13. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

例) パジャマ、タオル、パッチ、肌着、ふだん着、バスタオル、靴下、上着(冬のみ)  
やかん、上履き、ゴミ箱(プラスチック製)、コップ(プラスチック製)、下履き  
洗面用具(自分で利用できる方のみ)、吸い飲み。

☆ 持ち物にはすべて名前を記入して下さい。なお、所持品はすべてこちらで確認を取らせていただきます。

☆ 何か持ち込む際は、必ず職員に連絡して下さい。(無断で持ち込まれた場合、紛失などがあっても責任は持てませんし、持ち帰っていただく場合もあります。)

(2) 面会

面会時間 8:30 ~ 17:30

来訪者は、必ずその都度職員に届け出て訪問簿に記入して下さい。

(※感染症の流行時、面会の中止や予約制の対応をとっている場合があります。)

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、前記8(1)(サービス利用料金表記載参照)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意(契約書第14条・第15条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(5) 喫煙

保育所併設により敷地内は禁煙となっています。

#### 14. 損害賠償について（契約書第 16 条、第 17 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

#### 15. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告し、その被害の拡大防止を図るなどの必要な措置を講じます。

# 特別養護老人ホーム翁寿園 ユニット型短期入所生活介護 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(兵庫県指定第 2871701203 号)

当施設はご契約者に対し短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 施設経営法人

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 法人名         | 社会福祉法人 淡路島福祉会   |
| (2) 法人所在地       | 兵庫県南あわじ市八木寺内 3 7 3 - 1  |
| (3) 電話番号及びFAX番号 | TEL 0799-42-6006 FAX 0799-42-5275   |
| (4) 代表者氏名       | 八木 英臣   |
| (5) 設立年月日       | 昭和 6 1 年 3 月 3 1 日  |
| (6) インターネットアドレス | <a href="https://awajishima-fukushikai.or.jp/">https://awajishima-fukushikai.or.jp/</a> |

## 2. ご利用施設の概要

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 地上 2 階 (一部 3 階)    |
| (2) 敷地面積  | 3 1 9 8 . 9 1 m <sup>2</sup> |
| (3) 建築面積  | 3 9 9 6 . 3 4 m <sup>2</sup> |
| (4) 併設事業  |                              |

事業の種類	兵庫県知事の事業者指定	利用定員
介護老人福祉施設	兵庫県指定 第 2871700148 号	( 5 0 )
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	兵庫県指定 第 2891700086 号	( 1 8 )
短期入所生活介護	兵庫県指定 第 2871700148 号	( 1 0 )
短期入所生活介護 (ユニット空床型)	兵庫県指定 第 2871701203 号	( 1 8 )
障がい福祉サービス短期入所	兵庫県指定 第 2811700042 号	( 1 0 )
通所介護	兵庫県指定 第 2871700239 号	( 2 5 )

### (5) 施設の周辺環境

南あわじ市の中央に位置する、ゆずるは山系と三原平野の間に位置し、南に上田八幡神社と覚住寺があり、また春には上田ダムの放流が見える景観すばらしい場所でもあります。

## 3. ご利用施設

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) サービスの種類 | 短期入所生活介護 令和 2 年 5 月 1 日 指定 2871701203 号  |
| (2) 利用目的    | 介護保険法令に従いご契約者 (利用者) が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等 |

をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 翁寿園
- (4) 施設の所在地 兵庫県南あわじ市八木寺内373-1
- (5) 電話番号及びFAX番号 TEL 0799-42-6006 FAX 0799-42-5275
- (6) 施設長（管理者）氏名 垣 いくみ
- (7) 当施設の運営方針

私たちは、介護を必要とするお年寄りたちのために、少しでもお役に立てるように入居者処遇に万全を期し、さらに、地域福祉や、在宅福祉にも最大限貢献すべく職員一同取り組んで居ります。「地域に親しまれ 信頼される 福祉事業所に」を基本理念に、各種サービス事業にボランティアや福祉関係者の方々のご協力を頂きながら老人福祉の充実を図っていきよう取り組んでまいります。

- (8) 開設年月 平成26年4月1日
- (9) 利用定員 18人（ユニット型・空床利用）

#### 4. 施設利用対象者

- (1) 当事業所を利用できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護」と認定され、ケアマネジャー等により計画的に居宅サービスを利用されている方を対象としています。

但し、居宅において寝たきり等により介護が必要である人で、その介護をする方が緊急の理由によって介護ができない状況である場合、要介護認定を受けていない人でも、サービスを利用できます。この場合、利用後の請求の際、介護認定の結果によっては、利用料金を全額自己負担していただく可能性もあります。

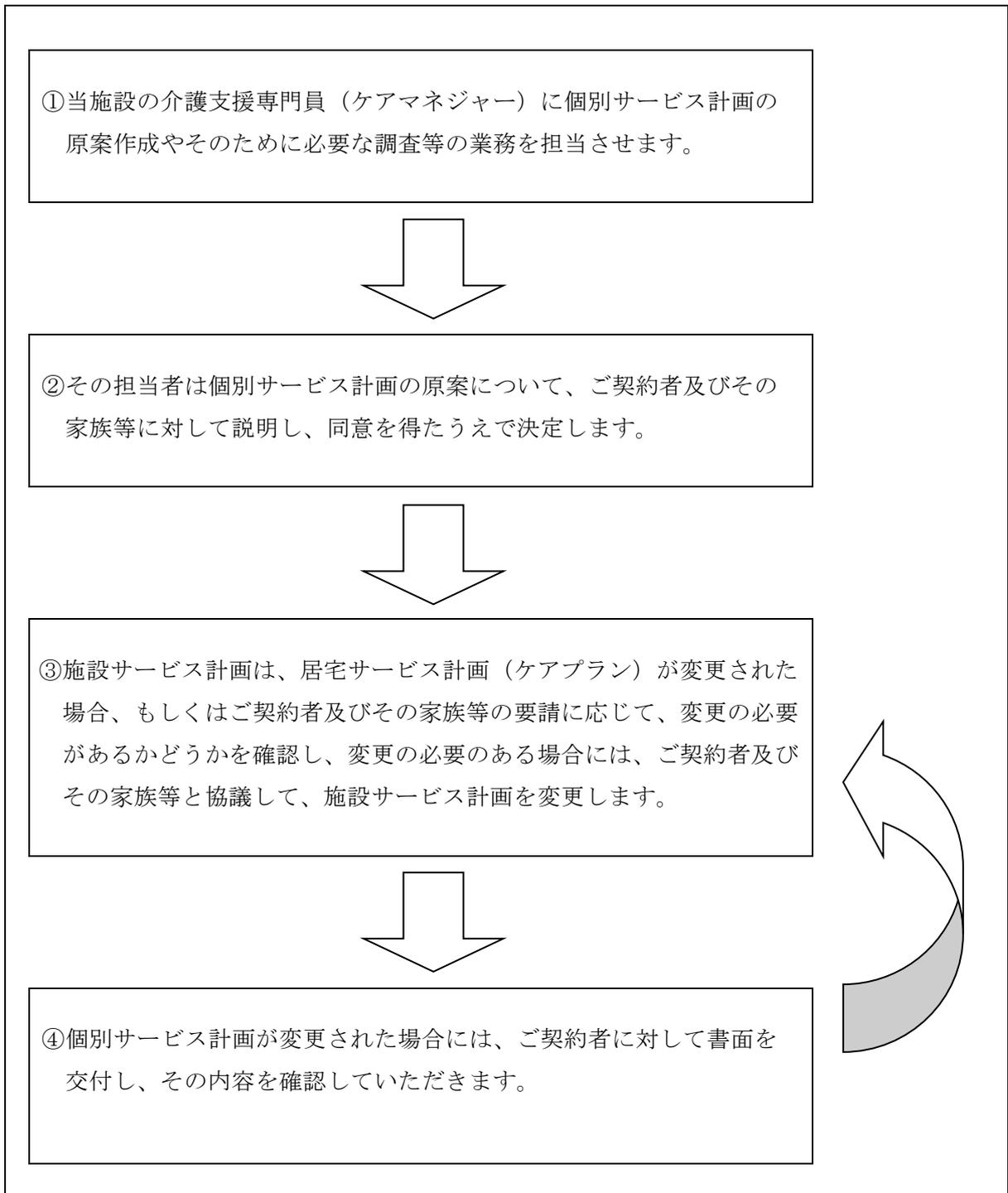
（詳細は「5. サービス提供までの流れ」（2）参照のこと）

- (2) 利用契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。

このような場合には、ご契約者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

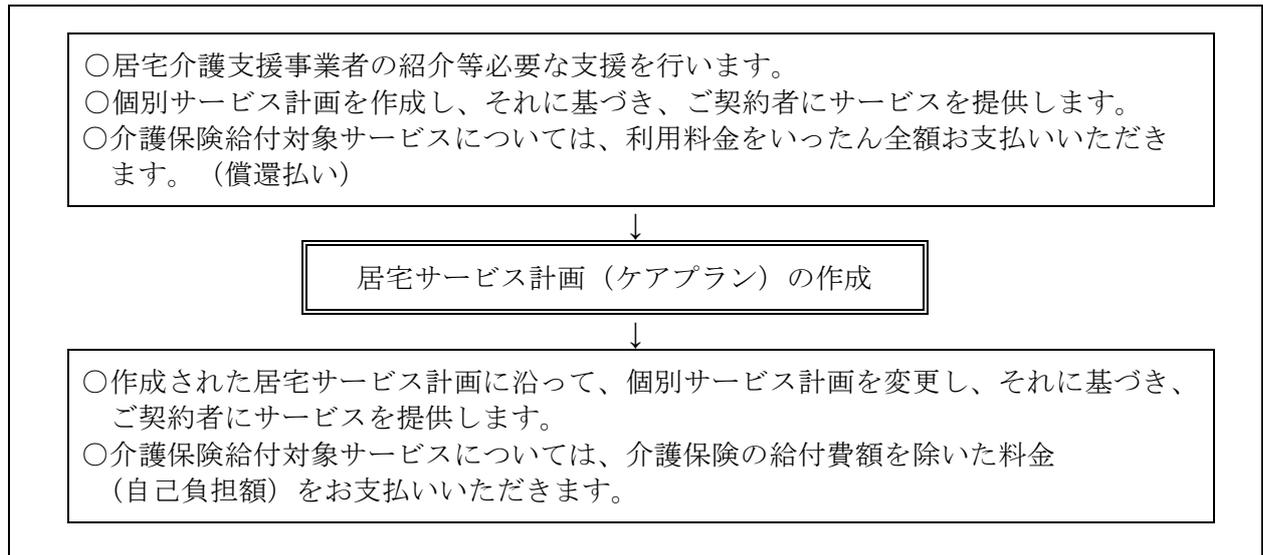
#### 5. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスの係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。

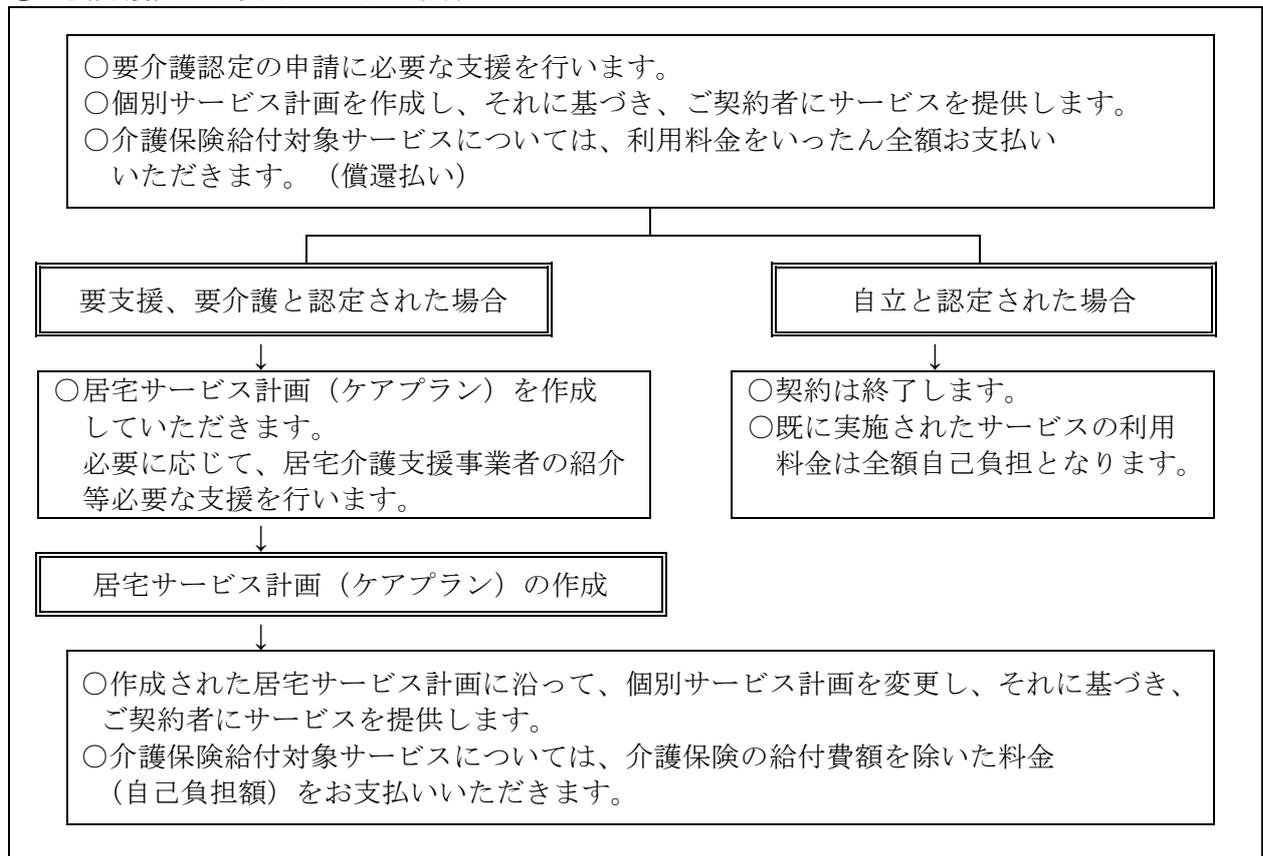


(2) 契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



## 6. 居室の概要

### (1) 居室等の概要（短期入所生活介護）

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当施設では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則としてユニット型個室です。

居室・設備の種類	室数	備考（居室の床面積）
居室（全室個室）	18室	13.97～14.53㎡ 洗面台有り 収納付机・椅子有り ※（内8室のみ物入れ付）
共同生活室	2室	食堂・リビング・キッチン（210.3㎡）
浴室	1室	一般浴・リフト浴・個浴（29.68㎡）

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際は、ご契約者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項（トイレにつきましては、居室外にございます。）

☆居室に係る利用料金は以下の通りとします。

居室料金表（1日あたり） ユニット型個室 2066円

## 7. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

（ ）は兼務

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	11名	6名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	1名	1名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1.4名	1名
7. 管理栄養士	1.7名	1名
8. 厨房職員	5.3名	

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、

1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務体制
1. 施 設 長	日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
2. 生 活 相 談 員 介 護 支 援 専 門 員 管 理 栄 養 士 事 務 員	日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 遅 出 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0
3. 介 護 職 員	早 出 6 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0 早 出 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 日 勤 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 日 勤 8 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0 日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 日 勤 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 日 勤 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 遅 出 1 1 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0 遅 出 1 3 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0 深 夜 2 0 : 0 0 ~ 6 : 3 0 深 夜 2 2 : 0 0 ~ 8 : 0 0 上記時間帯にて交代勤務
4. 看 護 職 員 機 能 訓 練 指 導 員 (看護職員またはあん摩マッサージ指圧師)	早 出 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 遅 出 9 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0 上記時間帯にて交代勤務
5. 厨 房 職 員	早 出 5 : 3 0 ~ 1 4 : 3 0 日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 遅 出 1 0 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0 上記時間帯にて交代勤務
6. 医 師 ※ 嘱 託 医	毎 週 金 曜 日 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 3 0

☆土日は上記と異なります。

〈配置職員の職種〉

生活相談員	…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護支援専門員	…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
介護職員	…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
看護職員	…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	…ご契約者の機能訓練を担当します。（あん摩マッサージ指圧師）
医師	…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。 医師の常勤配置はしておりません。ただし、週に3度、医師の回診があります。
管理栄養士	…主にご契約者の栄養並びに身体状況及び嗜好を考慮し、安全で楽しめる食事の提供をします。
厨房職員	…管理栄養士と協力し、ご契約者が安全に楽しめる食事の提供をします。

## 8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 利用料金が介護保険から給付される場合</li><li>2 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合</li></ol> |
|--|

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

#### ① 食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

#### ② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・一般浴槽の他、寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### ③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ⑤ 健康管理

- ・医師や看護師が、健康管理を行います。

#### ⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・定例行事及びレクリエーションを随時開催します。

### 〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第9条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。

(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)

要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		6,840 円	7,510 円	8,240 円	8,920 円
うち、介護保険から給付される金額	6,156 円	6,759 円	7,416 円	8,028 円	8,631 円
③サービス利用にかかる自己負担額	684 円	751 円	824 円	892 円	959 円
④滞 在 費	2,066 円				
⑤食 費	1,600 円				
自己負担合計額 (③+④+⑤)	4,350 円	4,417 円	4,490 円	4,558 円	4,625 円

保険者（市区町村）への申請により介護保険負担額限度額の認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の減額措置がありますので、実際負担いただく額は以下の通りとなります。

#### 利用者負担第 1 段階

要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		6,840 円	7,510 円	8,240 円	8,920 円
うち、介護保険から給付される金額	6,156 円	6,759 円	7,416 円	8,028 円	8,631 円
③サービス利用にかかる自己負担額	684 円	751 円	824 円	892 円	959 円
④滞 在 費	880 円				
⑤食 費	300 円				
自己負担合計額 (③+④+⑤)	1,864 円	1,931 円	2,004 円	2,072 円	2,139 円

#### 利用者負担第 2 段階

要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		6,840 円	7,510 円	8,240 円	8,920 円
うち、介護保険から給付される金額	6,156 円	6,759 円	7,416 円	8,028 円	8,631 円
③サービス利用にかかる自己負担額	684 円	751 円	824 円	892 円	959 円
④滞 在 費	880 円				
⑤食 費	600 円				
自己負担合計額 (③+④+⑤)	2,164 円	2,231 円	2,304 円	2,372 円	2,439 円

### 利用者負担第3段階 ①

要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		6,840 円	7,510 円	8,240 円	8,920 円
うち、介護保険から給付される金額	6,156 円	6,759 円	7,416 円	8,028 円	8,631 円
③サービス利用にかかる自己負担額	684 円	751 円	824 円	892 円	959 円
④滞 在 費	1370 円				
⑤食 費	1000 円				
自己負担合計額 (③+④+⑤)	3,054 円	3,121 円	3,194 円	3,262 円	3,329 円

### 利用者負担第3段階 ②

要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		6,840 円	7,510 円	8,240 円	8,920 円
うち、介護保険から給付される金額	6,156 円	6,759 円	7,416 円	8,028 円	8,631 円
③サービス利用にかかる自己負担額	684 円	751 円	824 円	892 円	959 円
④滞 在 費	1370 円				
⑤食 費	1300 円				
自己負担合計額 (③+④+⑤)	3,354 円	3,421 円	3,494 円	3,562 円	3,629 円

※ 上記表の要介護度別サービス料金には各種加算が含まれておりません。

※ サービス提供に応じて、上記以外に厚生労働省が定める基準に従い負担をいただくこととなります。

※ サービス利用にかかる自己負担額について、介護保険負担割合証で1割と認定された場合を例として挙げております。2割の方については自己負担額を2倍に、3割負担の方は3倍に置き換えてご確認下さい。

## 介護職員処遇改善について

介護職員等の確保を更に推し進める為、令和6年6月より「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」の3加算が「介護職員等処遇改善加算」に一本化されることとなりました。

これにより介護職員を主とする施設職員の給与改善を実施し、離職の予防等、人材の確保を行います。

新加算の算定については

- ① キャリアパス要件 (所属職員の資格取得や研修の実施に関する要件)

- ② 月額賃金改善要件（加算分の増収を賃金改善に充てる要件）
- ③ 職場環境等要件（入職の促進や健康管理、生産性向上に関する要件）

の3つが必要となります。

要件を満たした事業所においては、厚生労働省が定める基準に従い加算分に応じた負担をいただくことになります。

#### 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

● 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定します。

● サービス加算率 14.0%

● 所定単位数

基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外。

#### 〈各種サービス提供体制加算の概要〉

個別機能訓練加算 ⇒ 12円/日

ご契約者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行います。  
1日当たり12円をご負担いただきます。

看護体制加算（Ⅰ） ⇒ 4円/日

常勤の看護師を1名以上配置が要件になります。

看護体制加算（Ⅱ） ⇒ 8円/日

看護職員を基準の1名以上上回り配置しており、協力病院や当該施設の看護職員により、24時間の連絡体制を確保した場合1日当たり8円をご負担いただきます。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ⇒ 12円/日

介護福祉士が50%以上配置された場合1日当たり12円をご負担いただきます。

サービス提供体制加算（Ⅱ・Ⅲ） ⇒ 6円/日

（Ⅱ）常勤職員が75%以上配置された場合

（Ⅲ）7年以上の勤続年数のある者が30%以上配置された場合に1日当たり6円ご負担いただきます。

夜勤職員配置加算（Ⅱ） ⇒ 18円/日

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上、上回った場合に1日あたり18円ご負担いただきます。

送迎体制加算

送迎を利用した回数を算定（片道184円）

○ 各種加算説明担当者

〔氏名・職名〕 生活相談員 江本洋平  
受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担を変更します。

☆契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記8のサービス利用料金に定められた「サービス利用料金」欄の全額

（自己負担額ではありません。）が必要となります。

② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分として、1枚につき10円をご負担いただきます。

③ 契約者が使用する居室料

☆居室に係る利用料金は以下の通りとします。

居室料金表（1日あたり）

ユニット型 個室 2,066円

④ 契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金：1日あたり1,600円

個別料金（朝食400円 昼食650円 夕食550円）

⑤ 特別な食事の提供（酒類を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：特別な食事のために要した追加の費用

⑥ 理髪・美容〔理髪サービス〕

毎月1回、業者による出張理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

料金については、業者が設定した料金をご負担いただいております。

利用料金：カット（２０００円）・顔そり（６００円）・パーマ（３８００円）  
毛染め（３８００円）・マニキュア（３８００円）シャンプー（６００円）

⑦貴重品の管理

貴重品について：基本的には管理いたしません。

各種保険証について：新規利用時・更新時に写し（コピー）をお預かりいたします。

⑧レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。施設サービスとして一般に行われているクラブ活動や定例行事、例えば機能訓練の一環として行われているクラブ活動、あるいは利用者全員の参加が予定されている定例行事は介護保険給付の対象となるので利用料金はかかりません。

i) 主なレクリエーション行事予定

	年間行事予定	備考
1月	新年会、初詣	
2月	節分	
3月	ひなまつり、家族会	彼岸供養
4月	花見	
5月	端午の節句	
6月	日帰り旅行	避難訓練
7月	七夕祭り	
8月	夏祭り	お盆供養
9月	敬老会	彼岸供養
10月	榎列・倭文地区老人会訪問	避難訓練
11月	文化展見学、八木小学校訪問	
12月	クリスマス会、神代保育所訪問	
	*上記の行事以外にも、各学校の訪問・婦人会の訪問・老人会の訪問等あります。 ただし日時については未定ですので記載していません *各行事を行うにあたっては、必ず利用者の希望を伺い参加をして頂いています。	*毎月、誕生会を行います。

ii) クラブ活動

書道クラブ、園芸療法（材料代等の実費をいただきます。）、音楽療法

⑨日常生活

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担頂くことが  
適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

衣服、スリッパ、歯ブラシ等、日常生活用品の購入を代行いたします。費用としては、  
代金の実費をいただきます。

○美美容代、喫茶代、出張販売（買い物）の利用及び、日用品（箱ティッシュ 70 円  
歯磨き粉 234 円 歯ブラシ 275 円 ポリデント 1 箱（72 個入） 1,390 円 アルカリ電池  
切手等）購入した額を請求する。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑩ご契約者の移送に係る費用

ご契約者の遠方病院通院や入院及び外泊時の移送サービスを行います。

ただし、協力医療機関については以下の料金はいただきません。

※送迎利用料（片道料金）

南あわじ市内 500 円

南あわじ市以外の島内 1000 円

（遠方については、実費相当をご負担いただきます。）

⑪買物・喫茶

買物（出張販売）・喫茶店（自家製パンの販売）を毎月 1 回、催しております。利用者の  
希望に基づいて、お菓子の購入と喫茶を楽しんでいただきます。買物・喫茶については、  
利用料として実費を請求させていただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記 1、2 の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 26 日まで  
にご指定の口座に必要額をご準備ください。（1 か月に満たない期間のサービスに関する  
利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

・口座からの自動振替（毎月 27 日 金融機関休業日の場合は翌営業日）  
※原則として、指定口座からの振替ですが、残高不足や口座の凍結があった  
場合は窓口での現金支払い、下記指定口座への振り込みをお願いします。  
振り込みの場合、手数料はご負担いただきます。

口座 淡路信用金庫 市支店 普通 0452076  
名義 (福)淡路島福社会 (特養)翁寿園 施設長 垣いくみ

(4) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入

院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	八木病院
所在地	兵庫県南あわじ市八木寺内 1 1 4 7
診療科	外科 整形外科 内科 泌尿器科 リハビリテーション科 皮膚科

②協力医療機関

医療機関の名称	新淡路病院
所在地	兵庫県洲本市上加茂 4 3
診療科	内科 神経科 神経内科 精神科

③協力歯科医療機関

医療機関の名称	正木歯科クリニック
所在地	兵庫県南あわじ市八木寺内 1 3 1 1 - 2

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第 10 条参照）

- 利用予定日の前に、契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として、1,600 円の食材料実費分の料金をお支払いいただきます。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

**9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）**

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 19 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 20 条、第 21 条参照）

契約の有効期間中であっても、契約者から利用契約の全部又は一部を解約する事ができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 22 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただく事があります。

- ①ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のサービス利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3) 契約の一部が解約または解除された場合（契約書第 23 条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第 19 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## 10. サービス提供における事業者の義務（契約書第 1 2 条、第 1 3 条参照）

事業者は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第 1 2 条、第 1 3 条に規定される義務を負います。事業者は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規程に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。  
ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。

- ⑦ご契約者に対し虐待となるような行為を行いません。
- ⑧感染症及び食中毒の発生やまん延を防ぐ為に委員会を設置し、感染予防に関する指針の作成や職員研修を行うと共に、感染症の発生が疑われる際は対応の手順に従います。
- ⑨介護上の事故等の発生及び再発防止の為に、事故発生時の対応に関する指針を整備すると共に、事故防止対策委員会を設置し事故の分析を行います。  
職員への周知や研修会を開催して再発防止に努めます。
- ⑩事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。  
ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者の円滑な退居のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合にはご契約者の同意を得ておこないます。

## 11. 身元引受人（契約書第25条参照）

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。  
しかしながら、入居者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入居契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、極度額30万円の範囲でその債務の履行義務を負うことになります。  
また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退居する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退居後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。
- (4) ご契約者が利用中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（居室内に残置する日常生活品や身の回り品等であり、又高価品は除外します）の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。  
貴重品として、施設が預かっているもの、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品などは残置品には含まれず、相続手続に従ってその処理を行う事になります。



(2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9:00~17:15 (月~金)
○南あわじ市役所 市民福祉部 長寿・保険課	所在地 南あわじ市市善光寺2番地1 電話番号 (0799) 43-5217 受付時間 8:30~17:15 (月~金)

### 13. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

例) パジャマ、タオル、パッチ、肌着、ふだん着、バスタオル、靴下、上着(冬のみ)  
やかん、上履き、ゴミ箱(プラスチック製)、コップ(プラスチック製)、下履き  
洗面用具(自分で利用できる方のみ)、吸い飲み。

☆ 持ち物にはすべて名前を記入して下さい。なお、所持品はすべてこちらで  
確認を取らせていただきます。

☆ 何か持ち込む際は、必ず職員に連絡して下さい。

(無断で持ち込まれた場合、紛失などがあっても責任は持てませんし、  
持ち帰っていただく場合もあります。)

(2) 面会

面会時間 8:30 ~ 17:30

来訪者は、必ずその都度職員に届け出て訪問簿に記入して下さい。

(※感染症の流行時、面会の中止や予約制の対応をとっている場合があります。)

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、  
前記8(1)(サービス利用料金表記載参照)に定める「食事に係る自己負担額」  
は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意(契約書第14条・第15条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を  
壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、

又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

**14. 損害賠償について（契約書第 16 条、第 17 条参照）**

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

**15. 事故発生時の対応について**

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告し、その被害の拡大防止を図るなどの必要な措置を講じます。

**三原デイサービスセンターやすらぎ**  
**介護予防（日常生活支援総合事業）通所介護 重要事項説明書**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

**1. 事業者（法人）の概要**

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 淡路島福祉会
主たる事務所の所在地	〒656-0446 南あわじ市八木寺内373-1
代表者（職名・氏名）	理事長 八 木 英 臣
設 立 年 月 日	昭和61年 4月14日
電 話 番 号	0799-42-6006
インターネット	<a href="https://awajishima-fukushikai.or.jp">https://awajishima-fukushikai.or.jp</a>

**2. ご利用事業所の概要**

ご利用事業所の名称	三原デイサービスセンターやすらぎ	
サービスの種類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当）	
事業所の所在地	〒656-0446 南あわじ市八木寺内373-1	
電 話 番 号	0799-42-7333	
指定年月日・事業所番号	令和2年4月1日指定	2871700239
実施単位・利用定員	1単位	定員25人
通常の事業の実施地域	南あわじ市・洲本市	

**3. 事業の目的と運営の方針**

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

**4. 提供するサービスの内容**

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康

状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

## 5. 営業日時

営業日	日曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時00分まで

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 1人
看護職員	常勤 0人、 非常勤 3人
介護職員	常勤 2人、 非常勤 3人
機能訓練指導員	常勤 1人 非常勤 0人

## 7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 喜田 佳史
管理責任者の氏名	所長 垣 いくみ

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

### 【基本部分：介護予防通所介護相当】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
事業対象者 要支援1	4,360円 (1回につき)	436円	872円
	17,980円 (月4回の利用を越えた場合・1月につき)	1,798円	3,596円
要支援2	4,470円 (1回につき)	447円	894円
	36,210円 (月8回の利用を越えた場合・1月につき)	3,621円	7,242円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場

合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

### 【加算：介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）		加算額		
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	別に厚生労働大臣が 定める基準に適合し ている場合	要支援1	720円	72円	144円
		要支援2	1440円	144円	288円
科学的介護推進 体制加算	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に送信します。		1月につき 40円		
介護職員等 処遇改善加算（Ⅰ）			1月につき 所定単位数の9.2%加算		

※ 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

- 第1号通所事業・介護予防通所介護相当サービスにおいて、利用回数が規定回数を超過した場合は月ごとの定額制となるため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。
  - 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
  - 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
  - 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- 第1号通所事業・介護予防通所介護相当サービスにおいて、月ごとの定額単価を採用し、かつ途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 提供を受けるサービスが、介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

### （2）その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき650円の食費をいただきます。
おむつ代	リハビリパンツ1枚100円、パッド1枚20円
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

### （3）支払い方法

上記（1）から（2）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヵ月分一括支払いとさせていただきます。サービス利用月の翌月の10日前後に請求書を郵送させていただきますので翌月26日までにご指定の口座に必要額をご準備ください。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

・口座からの自動振替（毎月27日 金融機関休業日の場合は翌営業日）  
 ※原則として、指定口座からの振替ですが、残高不足や口座の凍結があった場合は  
 窓口での現金支払い、下記指定口座への振り込みをお願いします。  
 振り込みの場合、手数料はご負担いただきます。  
 口座 淡路信用金庫 市支店 普通 0452076  
 名義 (福)淡路島福祉会 (総合事業)  
 三原デイサービスセンターやすらぎ 所長 垣いくみ

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 淡路信用金庫 市支店 普通口座 0452084 社会福祉法人淡路島福祉会 三原デイサービスセンターやすらぎ
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

**9. 緊急時における対応方法**

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	(利用者との続柄)	
	電話番号	

**10. 事故発生時の対応**

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び南あわじ市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

**11. 苦情相談窓口**

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0799-42-7333
	受付時間	日曜日～金曜日 8:30～16:00
	苦情担当受付者	生活相談員 喜田 佳史
	苦情解決責任者	所長 垣 いくみ
	第三者委員	平岡督朗 (土地家屋調査士) 0799-52-3012
	第三者委員	三好雅大 (評議員) 0799-42-2352

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	南あわじ市福祉部長寿福祉課	電話番号 0799-43-5217
	洲本市福祉介護福祉課	電話番号 0799-26-0600
	兵庫県国民健康保険団体連合会	電話番号 078-332-5617

## 12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 介護保険対象外のサービスについては、全額がご利用者様のご負担となります。

## 13. 損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第 11 条に基づき、当事業所は金銭等により賠償をいたします。

当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

- 加入保険名  
ひょうご福祉サービス総合保償制度
- 加入の内容  
通所施設見舞金制度（I）Bタイプ

## 14. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

# 三原デイサービスセンターやすらぎ 指定通所介護 重要事項説明書

当事業者は介護保険の指定を受けています。  
通所介護（兵庫県指定 第 2871700239 号）

当施設はご契約者に対して通所介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業者

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 法人名         | 社会福祉法人 淡路島福祉会   |
| (2) 法人所在地       | 兵庫県南あわじ市八木寺内 373-1  |
| (3) 電話番号        | 0 7 9 9 - 4 2 - 6 0 0 6   |
| (4) 代表者氏名       | 八木 英臣   |
| (5) 設立年月日       | 昭和 6 1 年 4 月 1 4 日  |
| (6) インターネットアドレス | <a href="https://awajishima-fukushikai.or.jp">https://awajishima-fukushikai.or.jp</a> |

## 2. 施設の概要

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 建物の構造    | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階   |
| (2) 建物の延べ床面積 | 5 4 6 m <sup>2</sup>   |
| (3) 施設の周辺環境  | 南あわじ市の中央に位置する三原地区の山裾に位置し、南に上田八幡と覚住寺があり、また、春には上田ダムの放流が見える景観すばらしい場所です。 |

## 3. 施設の説明

- |                     |  |
|---------------------|--|
| (1) 施設の種類           | 指定通所介護事業所・平成 12 年 4 月 1 日指定 兵庫県 2871700239<br>※当事業所は特別養護老人ホーム翁寿園に併設されています。   |
| (2) 施設の目的           | 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な共用施設等をご利用いただき、通所介護サービスを提供します。 |
| (3) 施設の名称           | 三原デイサービスセンターやすらぎ   |
| (4) 施設の所在地          | 兵庫県南あわじ市八木寺内 373-1<br>交通機関   |
| (5) 電話番号及び F A X 番号 | TEL 0799-42-7333 FAX 0799-42-5275  |
| (6) 所長（管理者）氏名       | 垣 いくみ  |
| (7) 当施設の運営方針        |  |

私たちは、介護を必要とするお年寄りの方々のために、少しでもお役に立てるように利用者処遇に万全を期し、さらに、地域福祉、在宅福祉にも最大限貢

献すべく職員一同がんばっております。「地域に親しまれ 信頼される 福祉事業所に」を基本理念として、各種サービス事業にボランティアや福祉関係者の方々のご協力を頂きながら老人福祉の充実を図っていきけるよう取り組んでおります。

(8) 開設（サービス開始）年月

通所介護 平成6年4月25日

(9) 施設が行っている他の業務

当施設では、次の事業もあわせて実施しています。

(指定介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム翁寿園

平成12年4月1日指定兵庫県 2871700148号

(短期入所生活介護) 特別養護老人ホーム翁寿園

平成12年4月1日指定兵庫県 2871700148号

(居宅介護支援事業) やすらぎ事業所

平成12年4月1日指定兵庫県 287170007号

(10) 通常の事業の実施地域 南あわじ市 洲本市

(11) 営業日及び営業時間

	通所介護
営業日	毎週 日～金 (12/31～1/3・土曜日 休業) ※ただし災害時等、やむを得ず急遽休所とさせていただきます場合があります。
営業時間	日～金曜日 9時30分～16時00分

(12) 利用定員

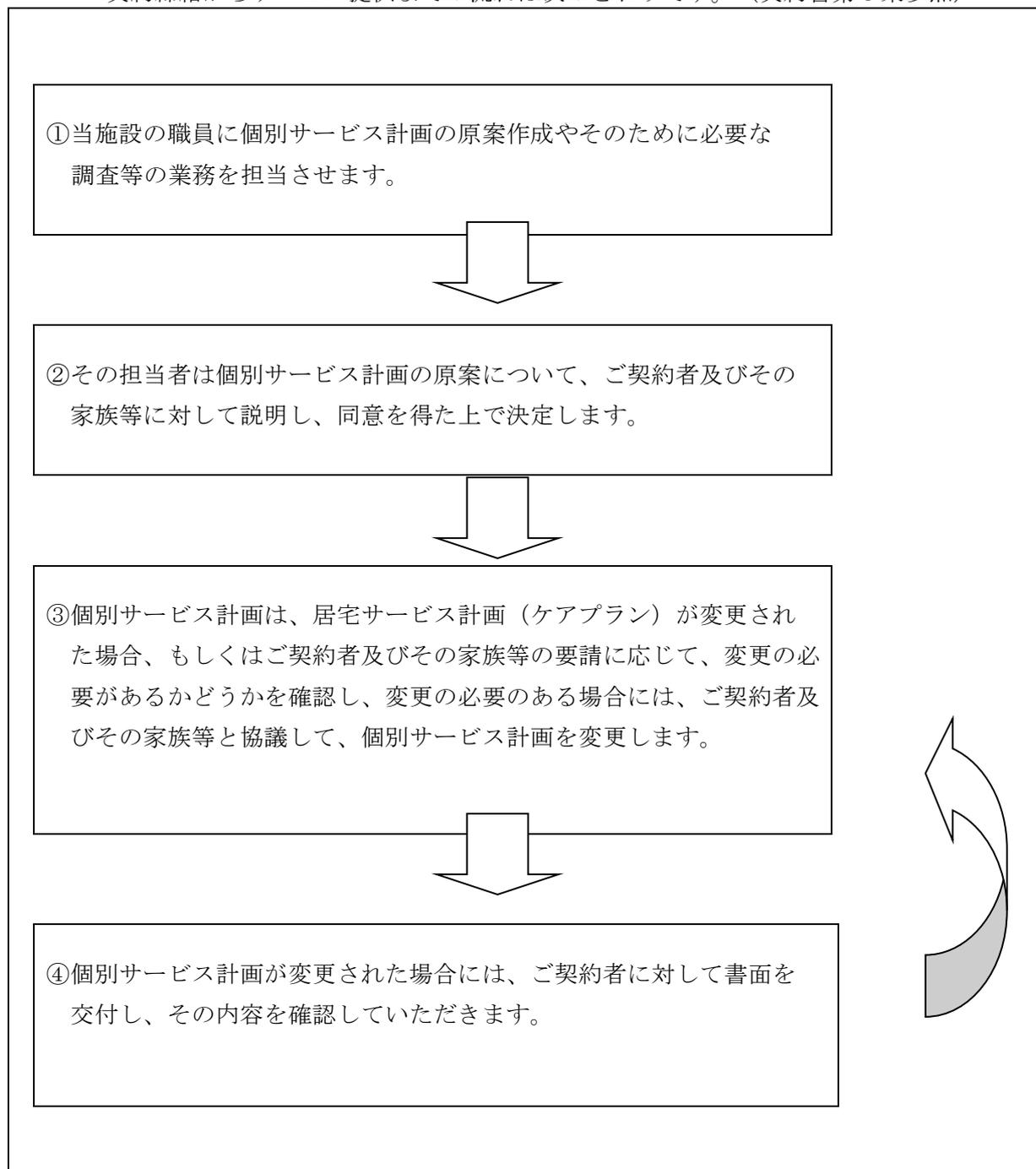
通所介護 25人

#### 4. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、

「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）



(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

要介護と認定された場合

自立又は要支援1・2と認定された場合

- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

## 5. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

○通所介護

職 種	通所介護	
	配置人員	指定基準
1. 所長	1	1
2. 生活相談員	1	1 以上
3. 介護職員	5	1 以上
4. 看護職員	3	1 以上
5. 機能訓練指導員	1	1
6. 管理栄養士	兼務	1

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	通所介護
1. 生活相談員	勤務時間： 8：30～17：30 (土曜日を除く)
2. 介護職員	勤務時間： 8：30～17：30 ☆原則として職員 1 名あたり 利用者 6 名のお世話をします。 ※上記勤務時間内に、非常勤職員 6 名勤務しております。 (土曜日を除く)
3. 看護職員	勤務時間： 8：30～17：30 ※原則として 1 名以上の看護職員が勤務します。 (土曜日を除く)
4. 機能訓練 指導員	勤務時間： 8：30～17：30 (土曜日を除く)

〈配置職員の職種〉

生活相談員

…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護職員

…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看護職員

…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員

…ご契約者の機能訓練を担当します。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

○通所介護サービス（通常規模型事業所）

また、上記のサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

(i) 〈サービスの概要（通所介護）〉

①送迎

- ・職員がご自宅まで送迎にお伺いします。

通常、迎えは8:30～9:30頃までに、送りは16:00～17:00頃にさせていただきますが、諸事情により若干の変更は可能です。

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。

寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

④健康体操

- ・日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止する為の体操を実施します。

⑤健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。

⑥個別機能訓練

- ・個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づき機能訓練指導員が訓練を実施します。

⑦レクリエーション

- ・定例行事および全員参加するレクリエーションを行います。

○通所介護

1月	新年会・誕生会・レクゲーム
2月	豆まき・誕生会・レクゲーム
3月	ひな祭り・誕生会・カレンダー作成・レクゲーム
4月	花見・誕生会・レクゲーム
5月	端午の節句・誕生会・レクゲーム
6月	カレンダー作成・誕生会・レクゲーム
7月	七夕・誕生会・レクゲーム
8月	誕生会・レクゲーム
9月	敬老会・誕生会・カレンダー作成・レクゲーム
10月	散策・誕生会・レクゲーム
11月	誕生会・レクゲーム
12月	クリスマス会・カレンダー作成・レクゲーム

※週毎にレクリエーションの内容を入れ替えます。

※上記のレクゲームは、運動的・創作等の内容にあたります。

(ii) 〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

○通所介護（通常規模型事業所） ※詳細については、別途、利用料金表をご覧ください。

自己負担額1割の場合（6～7時間）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	5,840円	6,890円	7,960円	9,010円	10,080円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,256円	6,201円	7,164円	8,109円	9,072円
3. 自己負担額 (1の10%)	584円	689円	796円	901円	1,008円

(★2割負担の方は自己負担額がサービス利用料金の20%になります)

○加算金額

	内 容	自己負担額
入浴介助加算	デイサービスにて一般浴、機械浴等で入浴された場合に算定します。	40 円
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に送ります。	40 円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	デイサービスに配置されている介護職員のうち介護福祉士の割合が 50%以上配置されている場合に算定します。	18 円
中重度者ケア体制加算	通所介護の利用者の内、要介護 3 以上の利用者が 30%以上おり、ある一定要件をみたしていれば算定します。	45 円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	機能訓練指導員を配置し個別機能訓練を行うための計画書の作成、それに基づいた機能訓練の実施	回/56 円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	厚生労働省に提出(LIFE の活用)し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成、計画に基づく個別機能訓練の実施、評価、評価結果を踏まえた計画の見直しや改善の一連のサイクルによりサービスの質の管理を行うこと。	20 円
介護職員等処遇改善(Ⅰ)	利用総単位数 × 9.2% で算定します。	左記参照

※要介護度別の自己負担金額に利用された各種加算金額を足したものが 1 回当たりのご利用者の負担金額になります。

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、当センターでは、要介護認定の結果が判明するまで料金はいただきません。結果わかり次第、結果に応じた料金をそれまでご利用された回数分お支払いいただきます。

※介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

※ご契約者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

※加算は当施設が介護保険の算定要件に基づきサービスを実施した場合に、上記の料金を算定させていただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第 5 条、第 10 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(i) 〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供 (昼食 12:00～)

ご契約者に提供する食事の材料及び調理に係る費用相当額にかかる費用です。

料金：1 食あたり 650 円

② 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、前記 5(1)(ii)のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」の全額 (自己負担額ではありません。また加算分は含まれます。) が必要となります。

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

#### ④延長サービス

17時までの利用に関しては無料でお受けいたします。

#### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

1ヵ月分一括支払いとさせていただきます。サービス利用月の翌月の10日前後に請求書を郵送させていただきますので、翌月26日までにご指定の口座に必要額をご準備ください。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

・口座からの自動振替（毎月27日 金融機関休業日の場合は翌営業日）  
※原則として、指定口座からの振替ですが、残高不足や口座の凍結があった場合は窓口での現金支払い、下記指定口座への振り込みをお願いします。振り込みの場合、手数料はご負担いただきます。

口座 淡路信用金庫 市支店 普通 0452076  
名義 (福)淡路島福祉会 (通所) 三原デイサービスセンターやすらぎ  
管理者 垣 いくみ

#### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出て下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

#### (5) サービス利用中の医療の提供について

サービス利用中、ご契約者の体調が急変等した場合、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。)

また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

病院の名称	八木病院
所在地	兵庫県南あわじ市八木寺内 1147
診療科	外科・整形外科・内科・胃腸科・肛門科・泌尿器科・循環器科・麻酔科 リハビリテーション科

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に6か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### (2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等との財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3) 契約の一部が解約または解除された場合（契約書第 22 条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

事業者は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第 14 条、第 15 条に規定される義務を負います。事業者では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。（但し、コピー代は有料となります）
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要

な処置を講じます。

⑥事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た御契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

## 9. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

入浴に必要な物（着替え、ひげそり等）、歯ブラシ、利用料金  
利用手帳、その他個人で必要とする物（杖、吸い飲み、薬）等

### (2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条、第14条参照）

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

### (3) 喫煙

○原則として、敷地内は禁煙です。

## 10. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

## 11. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

(1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者側に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

① 契約者（その家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

② 契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する

聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつ  
ばら起因して損害が発生した場合

③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由  
にもつばら起因して損害が発生した場合

④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつ  
ばら起因して損害が発生した場合

## 12. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○ 苦情受付担当者

〔氏名〕 喜田 佳史 〔職名〕 生活相談員

受付時間 毎週日曜日～金曜日 8:30～17:30

#### ○ 第三者委員

〔氏名〕 平岡 督朗

〔職名〕 土地家屋調査士 〔TEL〕 0799-52-3012

〔氏名〕 三好 雅大

評議員 〔TEL〕 0799-42-2352

#### ○ 苦情解決責任者

〔氏名〕 垣 いくみ

〔職名〕 所長

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を  
受け付ける事が出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への  
助言や話し合いへの立ち会い等もいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

### (2) 政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-180 1号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9:00～17:15 月～金
○南あわじ市福祉部長寿福祉課	所在地 南あわじ市市善光寺22番地1 電話番号 (0799) 43-5217 受付時間 9:00～17:00
○洲本市介護福祉課	所在地 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号 電話番号(0799)26-0600 受付時間 9:00～17:00